

## 平成21年第1回砂川市議会定例会

平成21年3月16日（月曜日）第5号

### ○議事日程

#### 開議宣告

- 日程第 1 議案第30号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について  
議案第16号 砂川市国営土地改良事業負担金等徴収条例を廃止する条例の制定について  
議案第20号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第23号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
議案第24号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
議案第25号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
議案第26号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について  
議案第27号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
議案第28号 砂川市公民館の指定管理者の指定について  
議案第29号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について  
議案第 8号 平成21年度砂川市一般会計予算  
議案第 9号 平成21年度砂川市国民健康保険特別会計予算  
議案第10号 平成21年度砂川市下水道事業特別会計予算  
議案第11号 平成21年度砂川市老人医療事業特別会計予算  
議案第12号 平成21年度砂川市介護保険特別会計予算  
議案第13号 平成21年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第14号 平成21年度砂川市病院事業会計予算
- #### 延会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第30号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について  
議案第16号 砂川市国営土地改良事業負担金等徴収条例を廃止する条例の制定について

- 議案第 20 号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 24 号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 25 号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 26 号 砂川市老人憩の家指定管理者の指定について
- 議案第 27 号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 28 号 砂川市公民館の指定管理者の指定について
- 議案第 29 号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について
- 議案第 8 号 平成 21 年度砂川市一般会計予算
- 議案第 9 号 平成 21 年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 10 号 平成 21 年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第 11 号 平成 21 年度砂川市老人医療事業特別会計予算
- 議案第 12 号 平成 21 年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第 13 号 平成 21 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 14 号 平成 21 年度砂川市病院事業会計予算

○出席議員（14名）

議長	北谷文夫君	副議長	東英男君
議員	矢野裕司君	議員	武田圭介君
	増田吉章君		飯澤明彦君
	中江清美君		吉浦やす子君
	一ノ瀬弘昭君		尾崎静夫君
	土田政己君		辻勲君
	小黒弘君		沢田広志君

○欠席議員（0名）

○議会出席者報告○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	菊谷勝利
砂川市教育委員会委員長	柴田良一
砂川市監査委員	奥山昭
砂川市選挙管理委員会委員長	曾我治彦
砂川市農業委員会会長	奥山俊二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	小原幸二
市立病院院長	小熊豊
総務部長兼会計管理者	善岡雅文
市民部長	井上克也
経済部長	栗井久司
建設部長	西野孝行
建設部技監	金田芳一
市立病院事務局長	小俣憲治
市立病院事務局審議監	佐藤進
市立病院事務局技監	中村俊夫
総務課長	古木信繁
広報広聴課長	湯浅克己

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長	四反田孝治
教育次長	森下敏彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長	中出利明
---------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	善岡雅文
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	栗井久司
-----------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局局長	角丸誠一
事務局次長	加茂谷和夫
庶務係長	佐々木純人
議事係長	石川早苗

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 おはようございます。休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1
- 議案第30号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
  - 議案第16号 砂川市国営土地改良事業負担金等徴収条例を廃止する条例の制定について
  - 議案第20号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第23号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
  - 議案第24号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
  - 議案第25号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
  - 議案第26号 砂川市老人憩いの家の指定管理者の指定について
  - 議案第27号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
  - 議案第28号 砂川市公民館の指定管理者の指定について
  - 議案第29号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について
  - 議案第8号 平成21年度砂川市一般会計予算
  - 議案第9号 平成21年度砂川市国民健康保険特別会計予算
  - 議案第10号 平成21年度砂川市下水道事業特別会計予算
  - 議案第11号 平成21年度砂川市老人医療事業特別会計予算
  - 議案第12号 平成21年度砂川市介護保険特別会計予算
  - 議案第13号 平成21年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
  - 議案第14号 平成21年度砂川市病院事業会計予算

○議長 北谷文夫君 日程第1、議案第30号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について、議案第16号 砂川市国営土地改良事業負担金等徴収条例を廃止する条例の制定について、議案第20号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定に

ついて、議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第24号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第25号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第26号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について、議案第27号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第28号 砂川市公民館の指定管理者の指定について、議案第29号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について、議案第8号 平成21年度砂川市一般会計予算、議案第9号 平成21年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第10号 平成21年度砂川市下水道事業特別会計予算、議案第11号 平成21年度砂川市老人医療事業特別会計予算、議案第12号 平成21年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第13号 平成21年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第14号 平成21年度砂川市病院事業会計予算の18件を一括議題とします。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第30号に対する総括質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第30号に対する総括質疑は終わります。

続いて、議案第16号に対する総括質疑を行います。

総括質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第16号に対する総括質疑を終わります。

続いて、議案第20号及び第21号、第23号から第29号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） それでは、総括質疑を行いたいと思います。議案が多岐にわたりますので、質問も一遍にしなければならぬのですけれども、行っていききたいと思います。

まずは21号の介護保険の関係なのですけれども、このたびの介護保険条例の改正は65歳以上の1号被保険者の保険料率の改定で、基準額において月額1,100円の値上げという提案になってくるわけなのですけれども、今砂川市は後期高齢者、あるいはいろいろな国民健康保険とか、また今回のこの介護保険での保険料の値上げということで非常に高齢者を中心に厳しい状況がよく声が聞こえてきます。そんな中で、月額1,100円の値上げということになるわけなのですけれども、提案されている保険料の値上げとなる根拠をまずお伺いしたいと思います。それから、周辺自治体の保険料の状況なのですけれども、こち

らをお伺いしていきたいと思います。まずは、介護保険の条例改正に関してはその点です。

続いて、各指定管理者の関係になるのですけれども、まず東地区あるいは南地区、それから北地区、老人憩の家、すべて一貫してのまずは質疑になるのですけれども、どうも提案の理由に気になるところがありまして、それは何かといえば、要するに、特に23号で一番最初に出てくるので、みんな同じなのですけれども、指定の理由ということについて当該委員会に管理運営を行わせることがという言葉がずっと提案の理由を聞いている中で気になって気になってしょうがなかったのですけれども、その行わせることがということです。ここら辺の行政言葉ということなのですけれども、正直言って各指定管理を受けている側は今とっても大変な状況があると思います。今回のそれぞれ老人憩の家も含めて、今まで葬儀の会場としてよく使われていたときは、うちの東地区コミュニティセンターもそうなのですけれども、基金が積めるほどよく使われていたものでした。ところが、最近では本当に葬儀はほぼ年間通して1件なし、1件あればいいぐらいというような状況になってきています。管理運営するのにとっても大変になっているのです。東地区の自分の住んでいるところですから、そこが一番よくわかるのですけれども、今まであったコピー機をなくしたりとか、管理人さん今までお金払って掃除とかやってもらっていたのも全部やめましたし、それから赤電話、赤電話今まで使っていたのですけれども、基本料金払えるのもちょっと厳しいので、赤電話すらもやめたりとか、正直基金を崩しながら管理運営をしているような今状況なのです。それでも何とかみんなが集まれる場所をとということでこの指定管理を、管理者を受けてはいるのですが、この管理運営を行わせることという言葉がもうちょっと違う言い方ってないものかなと実は思っていて、何となく行政があなたたちにやらせてあげるからみたいな雰囲気は僕はどうしてもこの言葉から感じてしまうのですけれども、その辺のところどんなふうにもこの管理の指定のときにこういう言葉が出てくるとあわせて今現状思われているのかお伺いをしたいと思います。

それから、ただ、今の続き質問します。ちょっとまとまらないで、今ここでしゃべっていますけれども、各コミュニティセンターについては行わせることがというふうになっているのです。ところが、26号の老人の憩の家は管理運営体制が維持されており、引き続き高齢者や地域住民の福祉の向上が図られることから当該町内会、町内会等を指定しようとする書かれているわけです。さらに、公民館あるいは体育施設の関係になっていきますと、地域交流センターゆりの維持管理運営に実績があると、こういうふうに書かれてくるのです。私は、やっぱり苦しい中管理運営していくときに、たった1つの言葉でやっぱりどうとるのかということというのはやっぱりあると思うのです。それで、行政言葉というものがもしあるのだとしても、これからはこういうことをやっぱり一つ一つ気をつけていってほしいなという気持ちが実はあって、その辺も含めてそれぞれの同じ指定管理者の指定についても指定の理由に若干の違いがあることもどうしてなのかなという素朴な疑問なのですけれども、それも含めてぜひご答弁をお願いしたいと思います。

それから、28号、29号、公民館、体育施設の関係で少し多くの質問をさせていただくのですが、このたび今まで財団法人の生涯学習振興協会が指定管理を受けていた28号の公民館、そして29号の体育施設に関する部分は、NPO法人のゆうに指定管理者を指定するということになるわけですが、具体的にお伺いするのは地域交流センターの指定管理の全体の方法と、それから公民館と体育施設の関係は、それぞれ条例を見ていくと違いがあるのです。ここの違いが条例上違いがあるものを1つの指定管理者に任せてしまうということについての問題というか、ちょっとその辺の整合性というのは図られていくのかどうかということなのですが、まずその辺をお伺いするのです。地域交流センターは、わかりやすく言えば減免なんかの取り決めも指定管理者が行えるようになっていたりするわけです。ところが、公民館と、それから体育施設というのは、受付とかそういう部分しか指定管理のところにはなっていないという、こういうことの違いなのですが、まずそこら辺の違いがなぜ起こってきて、それはそれで構わないのかどうかをお伺いをしたいと思います。

それから、2点目なのですが、今回NPO法人ゆうが指定を受けることによって、1つの団体であるNPO法人が受ける委託料の総額が幾らになるのかをお伺いしたいと思います。

3点目ですが、財団法人生涯学習振興協会が解散することによって今回の指定の変更というのが出てきていると思いますけれども、財団法人がやっていたスポーツ振興事業とか、あるいは文化振興事業というのはどこがどういうふうに扱っていくのかという点をお伺いしたいと思います。

最後に、財団法人の生涯学習振興協会があったときは、スポーツ振興課の職員が兼務でその仕事を手伝っていたというか、手伝っていたというよりはかなり中心的に動いていたのではないかなというふうに思うのですが、このたびNPO法人ゆうにそれぞれ公民館あるいは体育施設が指定変更になっていくときに、このスポーツ振興課というのはどうしようかとされているのかをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 (登壇) 私から議案第21号、介護保険条例の一部改正の件であります。ご質問については、保険料につきまして1,100円月額で上がりますと。その根拠についてと、もう一点については周辺自治体の状況がどうなっているのかということであります。そこでまず、根拠でありますけれども、介護保険制度につきましては平成12年度にスタートし、3年ごとに計画を立てるということで、これにつきましては平成21年から23年度までの介護保険事業計画というのがもともになるものですから、計画も含めてご答弁をさせていただきます。

介護保険事業計画は、国の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための

基本的な指針並びに北海道介護保険事業支援計画に基づき、3年を1期とする保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものであります。第4期介護保険事業計画は、平成21年度から平成23年度までの3年間の計画期間であり、介護保険料算定の基礎となるものであります。介護保険事業計画の内容は法律で規定されており、第4期介護保険事業計画では平成18年度から平成20年度までの介護サービス利用者数やサービス給付費等の推移をもとに、平成21年度から平成23年度までの3年間の介護保険被保険者数、要介護認定者数、介護サービス利用者数を推計し、居宅介護サービス給付費や施設介護サービス給付費を初め、地域支援事業費など政令で定める各種サービス給付費等の供給量を見込んだ内容となっております。それぞれの推計及び見込みの概要であります。計画の最終年度である平成23年度の推計は、平成20年度と比較いたしますと介護保険被保険者数で4%の増に対し、要介護認定者数、介護サービス利用者数はいずれも15%の増となり、各種サービス給付費等の供給量では主に居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、介護予防サービス給付費の伸びが大きく、全体で23.7%の増と見込まれます。これらの推移、見込み量を基礎数値として介護保険法に基づき保険料を算定いたしますと、基準額は月額で4,300円となるものであり、現在の保険料月額との比較では1,100円の引き上げとなるものであります。

また、保険料につきましては、計画期間内における第1号被保険者や保険給付費等の増加を考慮しつつ、3年間の介護保険財政の均衡を保つことができるように基準額を定めるものであり、初年度における保険料の剰余金については介護給付費準備基金に積み立て、2年次以降において収支不足の際には基金から必要額を取り崩し、財政調整を図るものであります。本市の基金残高の状況を申し上げますと第3期初年度の平成18年度末で3,791万6,000円、平成19年度末で2,286万4,000円、平成20年度末では全額を取り崩し、収支の均衡を図ることとしており、平成20年度末での基金残高はゼロ円と見込んでおります。

続きまして、周辺自治体の状況であります。初めに現在の平成18年から平成20年、第3期の保険料の周辺の状況について申し上げます。砂川市は、現在3,200円の月額でありますけれども、空知管内10市、10市のうち歌志内市は広域連合を組織しておりますけれども、空知管内の10市の状況で申し上げますと砂川市は赤平市と同額の3,200円で、空知10市で最も低い状況であります。参考までに管内10市の現在の月額の平均は3,670円となっております。

次に、平成21年から23年度の3年間の第4期保険料の基準月額でありますけれども、これにつきましてはそれぞれの全国の自治体が今定例議会に3年間の保険料の変更見直しを提案しているところであります。砂川市につきましては4,300円ありますけれども、空知管内の10市で申し上げますと一番高いところでは4,850円、次に高いところでは4,542円、そして砂川市が4,300円あります。10市で申し上げますと



4, 000円台が10市のうち5市、3, 000円台が10市のうち5市という状況になっております。なお、集計によりますと、第4期保険料、砂川市4, 300円に対しまして管内10市の平均は4, 012円でございます。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君（登壇） それでは、私のほうから議案第28号、議案第29号に係るNPO法人ゆうへの指定管理者について、指定管理業務の内容、委託費用の内訳、スポーツ文化事業の取り扱い、指定管理者指定後のスポーツ振興課の体制の4点についてご答弁を申し上げます。

体育施設及び公民館の指定管理者としてNPO法人ゆうに指定する理由等につきましては、教育行政報告並びに議案第28号、第29号の指定理由でご説明申し上げましたとおりであります。指定管理者の業務、予算、事業の内容、スポーツ振興課の体制など市の考え方につきましてご答弁を申し上げます。初めに、指定管理者の業務としては、地域交流センターはNPO法人ゆうが指定管理者として施設の運営管理全体の業務を担っていただいておりますが、今般の体育施設及び公民館の指定管理者の業務につきましては、砂川市体育施設条例第7条及び砂川市公民館条例第7条で規定しているとおり、施設の使用の申請などの受け付け事務に関する事、施設の保守点検及び維持管理に関する事、施設の草刈りなどの環境整備に関する事などであり、施設の運営管理の一部に限られた業務であります。

次に、業務実施にかかわる予算につきましては、これまで生涯学習振興協会に予算措置していた額をもとに算定をいたし、体育施設の管理委託料として1, 606万6, 000円、公民館の管理委託料として675万4, 000円、計2, 282万円を予算計上しております。内訳としては、施設の受付業務員及び施設の草刈りを初めとする維持管理業務を行うための業務員15名分の人件費2, 240万1, 000円が主なものであります。また、NPO法人ゆうへは体育施設及び公民館の指定管理業務のほか、体育施設の指定管理者業務とあわせて生涯学習振興協会がこれまで行っていたアメニティマラソン大会や市民体育祭のほか各種市民スポーツ教室等のスポーツ振興事業の企画、実施も担っていただくことから、生涯学習振興協会と同様にスポーツ振興事業運営補助金として事業費補助金348万円と運営費補助金611万9, 000円を予算計上しているところであり、委託料と補助金の合計では3, 241万9, 000円の予算を措置しているところでございます。そのほかNPO法人ゆうへは、地域交流センターの運営管理委託料として5, 010万6, 000円を予算計上しており、全体では8, 252万5, 000円の予算措置となります。体育施設並びに公民館の委託料及びスポーツ振興事業運営補助金につきましては生涯学習振興協会と同様予算の適正な執行に努めていただくこととし、年度末で精算する方式を採用することとしております。

なお、地域交流センターの指定管理者であるNPO法人ゆうでは、毎月事業及び予算の

適正な執行管理を行うために定例で理事会を開催し、これらを審議するとともに、管理に税理士資格を有する方を据えるなど、市民参加により社会的な責任を果たし得る管理運営体制が構築されております。このようなことから、現在地域交流センターは当初の目標を大きく上回る施設の利活用が図られるとともに、市民参加による創造的な文化活動を展開するなど、その活動は市内外から高く評価されているところであります。

次に、指定管理者の変更後におけるスポーツ振興課の職員体制につきましては、従来市の職員が生涯学習振興協会の事務局を兼務しておりましたが、新たに指定管理者がNPO法人ゆうになった場合には職員の兼務を解くこととしております。教育委員会としては、現在のスポーツ振興課の体制を維持しながら、従来と同様相互に連携、協力を図り、体育施設の利活用の促進並びにスポーツ振興事業の推進に努めることとしております。なお、行財政改革方針で示されている体育施設の利活用の促進などの課題解決に向けた取り組みにつきましては、教育委員会の責任において実際に施設を利用する団体等の参加協力を得て、今後の施設運営のあり方などについて検討してまいりたいと考えております。

このたびの指定管理者の変更により、NPO法人ゆうは地域交流センター、総合体育館を初めとする体育施設と公民館の指定管理者として責任を持って業務を推進していただくこととなります。教育委員会といたしましては、今後も市民参加により市民の身近な施設として親しまれ、利活用が促進されるとともに、地域における文化の振興やスポーツの振興につながるようこれまで以上にNPO法人ゆうとの連携を図り、市民との協働による事業の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） 私のほうから議案第23号ほかの関連する議案の中で、指定の理由として当該委員会に管理運営を行わせることがという表現についてほかの例えば老人憩の家の指定管理の提案理由と表現が違うではないかということで、これらについて違う言葉にならないのかということについてご答弁を申し上げたいというふうに思います。

この指定管理につきましては、行政処分ということで許可と同等の効力を有するものでございまして、地方自治法の中でも公の施設の設置管理については当該公の施設の管理を行わせることができるという表現が使われてございまして、砂川市の条例でもそのようにうたっているところでございます。ただ、この議案については3年前と同じ表現を使っているということで、老人憩の家につきましては古いときからそれぞれ町内会の方々に管理をお願いしてきたということから、このような表現になったということでございますので、これらの整合性についてはとれていない面もあるということで、今後これらについては整合性をとれるように改善を図っていききたいというふうに考えております。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 まず、順番に介護保険の関係から2回目の質問を行っていきますけれど

も、当然介護保険の場合は国あるいは道、それから保険者である砂川市、そして被保険者である40歳以上あるいは65歳以上というこの仕組みはわかっているつもりではあるのですけれども、とにかく高齢者の方々を中心に今社会保障に対するお金が、社会保障費と言ったらいいと思うのですけれども、とっても比率が高くなってきていて、本当に大変な状況です。いろいろな方々からどこまで上がったら私たちはゆっくり生活できるのだらうと、そういうふうなお話を聞きます。ですから、仕組みとしては十分わかっているし、介護サービスが高くなれば高くなるほどそれは保険料を上げていかなければいけない仕組みもよくわかるのですけれども、果たしてこのまんまで一体天井知らずなのだろうかとか、一体いつになったらこれは安心できるのだらうということ、仕組みとはまた違った意味でのせつないところだと思っているのです。

それで、当然この老人保健福祉計画はあるいは介護保険事業計画、特に私の今の質問でいけば介護保険事業計画、平成21年から23年までのこれにのっかって介護サービスがここまで高くなるので、65歳以上の方々の保険料も月1,100円上がるのですという、もちろんこれも根拠のあつてのお話だとは思いますが、先ほど言ったように今は65歳以上の方々の人口に占める割合は30%、これが少ないとは私決して言いませんけれども、3人に1人の方々がもう我がまちでは65歳以上の方々ということになります。ところが、これから先は本当にこの介護、今回の保険事業計画の23年を過ぎたところから、まさに私たちなのですけれども、団塊の世代が65歳に、65歳以上に入っていくのです。それをグラフにあらわしてみると恐ろしいことになるのです。本当に砂川市は全く逆のピラミッドになっていって、働く世代の方々と、それから65歳以上の我々と言ってもいいと思うのですけれども、ほぼ同じ数字になっていってしまうのです、人口的には。つまり支えてくれる働く世代の方々の人口の減、そして65歳以上の高齢者の増というのがダブルパンチでこの介護保険の会計を苦しめてくるのだらうなというふうに思っています、この辺の状況を本当にこれはこのまんまでいくしかないのかなのか、何とかならないのかというのが今の私の率直な気持ちでして、どういってお答えが返ってくるのかちょっとわからないのですけれども、何とか安心感と言ったら変だな、ぜひご答弁をいただければというふうに思っています。

それで、今回のこの介護保険事業計画から基づいての介護保険条例の改正は、保険料の問題だけでは私ないと思っただけで、これももうまさに国の政策なのですけれども、平成23年度にはまさに介護療養型の医療施設、ここが廃止になるという状況になるわけです。介護保険のこの計画を見ていっても、今現在でもこういう施設に、廃止になる施設に市内から行かれています方々は50人近くいらっしゃるわけです。そして、この方々の行く場所が平成23年度からはなくなってしまうような状況になるわけです。では、あとは一体どこでこの方々を、そしてそれ以降は先ほども言ったように65歳以上の世代がもう40%近くになるのです、人口の。ということは、介護サービスを受ける割合も高くなって

くるし、これまで考えたこととは想像もできないような時代に突入していくのだらうと思うのです。ところが、国のほうは、今でも50人近くいらっしゃる介護療養型の医療施設、介護療養型病床群と言ってもいいのかもしれませんが、そこをなくそうとしているのです。あとは在宅でやるか、あるいは老人保健施設に入ってもらおうかということなのですけれども、砂川市の老人保健施設は今宮川にあります、こちらのほうはもう満杯状態で、あきを待っている状態、そしてかなり施設に入っている日数も長くなっている状況、とてもふえていく方々を吸収できるような状況ではないのではないかなというふうに今思っています。

この23年までの意味がどういう意味なのかということは、私が今2点について申し上げましたけれども、相当大変な状況が予測されるというふうに思います。お金で解決できる問題ならまだしもなのですけれども、行くところもなくなって一体どうするのだということは、一体どうやって解決していったらいいのかなというふうに僕は本当に思っています。余りにも介護保険条例のこの一部改正と直接的に結びついていない質問で申しわけないとは思っているのですけれども、この介護保険条例の保険料の値上げと今私が申し上げたこれは当然高齢者の方々ばかりでなくて働く若い世代、砂川の住んでいらっしゃる方々の共通の心配だらうし、これからの悩みだらうというふうに思っておりますので、お答えいただければぜひお答えをいただきたいと思えます。

それで、施設の関係のほうにいきますけれども、総務部長は自治法上の関係、僕も条例を見ました。条例には行わせることがというふうにももちろん書いてあるし、行政言葉としてはこれなのだらうと思うのです。ただ、文章で読むのと僕は指定の理由のときに市民部長が全部お話しされていく中で、目を閉じて聞いているとこの言葉は今と合わないなと正直思ったのです、行わせることがということですよ。まさに先ほどからも出ていますけれども、民と官とが協働でということをやっていくときに、これももしこの指定管理者の各団体、町内会だったり、皆さんがまとまって運営委員会つくっているところがもうやれないわと断った場合には、これ市の施設ですから直営でやるしかないのだと思うのです。そんなときにやっぱりお互いにこれから助け合って、こういう場所を何とか運営して維持していこうという思いというのは、これはたった短いこの言葉だけなのですけれども、行わせるという言葉ではないような気がします。やっぱり3年を過ぎた上でもう一回同じところをお願いしようということであるならば、やっぱり今までやってもらった実績だったりとか、そういうことを再度指定管理を受けてもらうための理由に添えていただきたいというふうに実は思っています。総務部長もこれから統一的にというふうにおっしゃっていただいたので、その統一的は多分行わせるという表現ではなくて、もう少し実績や何かのことを考えた上での理由というふうなことを期待しているのですけれども、ぜひそういうふうにしていただきたいというふうに思います。

それから、NPO法人ゆうの関係になりますけれども、不思議なぐらいに条例の中身が

違うのです。地域交流センターは、私はこれからそれこそこういう施設を利用する側が自分たちで組織を立ち上げて、そして一生懸命管理運営していただく上ではモデルになるぐらいな実績を踏まれていると思っています。当然そこには、交流センターの場合は使用の許可も指定管理者が行いますし、利用料金の減免も指定管理者が行うという、民間が民間を規制すると言ったら変ですけれども、あなたのところはこれだから貸せないわとか、利用料金も、普通だったら行政が今までやっていたことを民間がやるようになって、それでも3年になるのですか、3年目ですよ。大きなトラブルもなく今までやってこれた、やってきていただいているというのは、まさにNPO法人ゆうのおかげなのだろうとは思いますが、でも僕はそこの正会員でもあるので、案外実態をわかっているのですけれども、結構皆さん大変です。ボランティアの方々が職員だけではなかなか厳しいので、順番で9時ぐらいまでローテーション組んで詰めたりとか、それも本当に仕事の合間合間でやっていらっしゃるのですけれども、そこにもう一つ体育施設とか、それから公民館の今度業務まで加わってしまうというところがあって、これは相当やっぱり大変かなというふうには思っているのです。先ほど次長のお話の中では全体の仕事の区分けというのはわかったのです。条例からしても体育施設とか、あるいは公民館は行う業務というのは限られていて、受け付け業務だったり、保守点検だったり、例えばよそに委託すれば何とかなるというような状況なのだろうとは思いますが、ただ人の配置という意味では余り説明がなかったものですから、さっきも言ったようにNPO法人かなりぎりぎりの状況で、交流センターを今やるだけでも結構大変そうな感じが見えるので、これ以上またこれ仕事が入って、果たして大丈夫なのかなというところも実はありまして、その辺のところは行政はどういうふうか、教育委員会はどんなふうか考えて、今後進めていかれようというふうかしているのかをお伺いしたいと思います。

それから、NPO法人が指定を受けることによって委託料の総額は幾らになるのですかという話を聞きましたけれども、8,252万、約、1つの団体がかなり大きな金額になっていくのかなというふうには思うのですけれども、今までその中、1つの団体が1つの交流センターという中でやっている分にはその会計も1本で済むのだろうと思うのです。ところが、これから今は今でそれぞれ公民館あるいは体育施設のほうで雇っている人たちも今生涯学習振興協会が雇ってきた方々もいらっしゃると思うので、そこら辺のところか一体どうなっていくのかなというのがその1つの団体が受けるときにわからないのです。それで、それぞれ職員もいるわけですが、この職員の立場とかというのも多分それぞれで違うのだろうと思うのです、交流センターでの立場、働く条件みたいなものと、それから生涯学習振興協会がやってきたそちらでの条件ということです。今回は1つの団体になるときにその辺の整理というのはいまできるのかどうかと、それから1つの団体に8,200万ほどの大きな金額が入ってしまうということになる、それから公民館、先ほどから言っている公民館、体育施設の条例としての事業のあり方が違うものですから、

1つの会計でまとめてやってしまっていて本当にその整理がつくのかどうかです。その辺も指定をよしとする上ではちょっと心配な点でもありますので、お伺いしたいと思います。

スポーツ振興課、生涯学習振興協会の場合は3,000万ぐらいの中、事業の中でスポーツ振興課が兼務という形でやっていたようなのですが、これは生涯学習振興協会にとってはよかったと思うのです、3人でも4人でも市の職員が兼務としてしっかりいてくれるということはきっと安心感もあったと思うのですが、今後はスポーツ振興課の人たちはNPO法人のゆうの兼務にはならないようなお話もあったので、さっきも言ったようにどんなふうな行政との協力関係というのがうまくつくられていくのかがちょっと心配ではあるのです。その辺のところを2回目でお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 介護保険の改正の関係で何点かご質問がございました。まず初めに、高齢化、65歳以上ということで高齢化率が年々高くなっていると、今後においてもそういう傾向だろうということでもありますけれども、現在の状況で申し上げますと、空知管内10市の状況でありますけれども、砂川市は管内では高齢化率ということでいけば3番目に低い状況にあります。2市は26%台、そして砂川市は30.4%であります。30%台と申しますと管内では5市があります。5市が該当になります。また、40%台、一番多いところでは43.5%が65歳以上と、これらについても2市というような状況になっていまして、いずれにいたしましても現在空知管内では高齢化率は低いほうだよというお話はいたしましても、これは年々増加していくというようなことでは高齢化社会がどんどん進行していく、そういう中ではいろいろお話もありましたけれども、65歳以上の方が負担する社会保障費の負担割合というのはどんどんふえていって、将来に不安があるというお話でありますけれども、高齢化の状況についてはそういう状況になっております。

また、議員のほうからやはり国の施策というお話もありました。そういう点では当然介護保険料の関係でございまして、それぞれ全国の市長会で国に向けて介護保険の運営の改善ということで要望を出しておりますし、本年度も出すような予定をしています。そういう意味では、平成21年度の北海道の市長会で今検討している要望の中に介護保険制度の円滑な運営ということでは1点目に介護給付費負担金について各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、調整交付金は別枠とするという要望項目を今検討しておりますけれども、これにつきましてはルールといたしまして介護給付費の半分、それについては国と道と市町村、もう半分は保険料でという仕組みになっておりますけれども、やはり国が手厚く保険料の負担、給付費の負担をするということで、やはり保険、それぞれ負担する被保険者のやっぱり負担割合というのを下げていくべきでないかという要望であります。また、もう一点につきましては、療養病床の再編により被保険者の介護保険料が増大

しないように配慮すれど。まさに今お話ありましたそういった療養病床等の再編によって介護保険料が上がらぬようにというふうな要望を平成21年度にまた引き続き国、道に向けてという状況であります。

そこで、療養病床の関係でありますけれども、議員お話ありましたとおり、国では療養病床、これについては医療保険が適用となる医療型、そしてまた介護保険が適用となる介護療養病床、この2種類があるわけですがけれども、現在療養型の医療病床25万床については平成23年度末には15万床にするのだと。また、現在の介護療養病床、この介護療養病床13万床、これについては廃止するのだということでもありますけれども、いずれにいたしましても医療、介護合わせまして38万床が全国にあるわけですがけれども、この措置といたしましては高度な医療を必要とするよというところについて再編をいたしまして、あくまでも医療で見るということで、現在25万床の医療型については15万床に縮小すると。さて、残りどうするのかということでございますけれども、これらについては国といたしましても老健施設、砂川市にも1カ所ありますけれども、老健施設あるいはケアハウス等にそれぞれ転換を図って行って、医療と介護合わせて現在と同じ35万床を確保するという国の方針でございますので、施設につきましてはお話ありました行くところなくなるのではないかなというようにことにつきましては、国としてもそういう施設の数、病床については確保するという考え方であります。

それから、介護保険料の引き上げと相まって将来の不安というもののお話もありました。やはりだれしも加齢、年齢がとるに従ってもやっぱり元気で健康で、そして暮らしたいという願いは一緒であります。そういう意味で、将来に向けてどうするのだということでもありますけれども、これはやっぱり保健、医療、福祉という観点からいきますと、やはり市といたしましても健康の保持増進、そういう意味ではやっぱり若いうちから予防でありますとか早期発見、早期治療ということをやったり市民の皆さんに十分周知もしていきますし、またそういった取り組みをしていきたい。それから、この介護保険事業の中に地域支援事業というものがありますけれども、これについてはそれぞれ介護保険の適用にはならないけれども、市としてどういった取り組みをすることによって元気な高齢者がいつまでもやっぱり元気でいていただきたい、また要支援1、要支援2等にやはりなるおそれのある特定高齢者と言っていますけれども、そういう方々にはやはりいろんな機能訓練等含めて元気になっていただきたい。状況が悪くならないように何とか行政としても各種事業を通してやっぱり支援をしていきたいというふうに考えています。また、介護予防サービス、これも介護保険給付でありますけれども、要支援1、要支援2ということで、できる限り介護度が上がらないようにやはり介護の予防、そういったものに努めると。現実的にはやはり市内にも2カ所ありますけれども、通所によりますデイ・サービスセンター、そういったところでやっぱり機能訓練して、なるだけ、できれば特に足腰なんかはやっぱり維持していただきたい、弱くならないでいただきたい。あるいはまた、やっぱり栄養という面

では食事が大事ですから、そういう面ではやっぱり口腔衛生に努めていく、そういったものをやっぱり介護予防として取り組んでいくというようなことであります。

だれしもやはり介護状態になりたくないという思いはありますけれども、どうしても介護が必要となったというときのためのこれは介護保険制度ですから、やはりサービスの適正にサービスを給付していくというのは自治体にとっての責任だと思います。そういう意味では、今後施設といたしましてはお話にもあります介護付きの老人ホーム、有料老人ホーム、あるいは認知症の関係でいけばこれまでも認知症を対象とするデイ・サービスセンターふえていますけれども、今度はグループホームとしてやっぱり増床していくのだというようなことで、だれしもなりたくない、しかしなつたときにやはり受け皿として介護サービスが受けられる、と申しますのはやはりこれは65歳以上の介護保険料でありますけれども、40歳から、現役段階から介護の相互扶助ということでやっぱり介護保険料長年支払う。そして、いざだれしもがそういう状況になる、なりたくないけれども、介護状態になった。そういうときにはやはりそのための相互扶助制度でありますから、しっかりとしたやっぱりサービスを提供できる基盤をつくるというのも市町村にとって、保険者にとって大事なというふうに考えてございます。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 それでは、私のほうからご質問のございました4点についてそれぞれご答弁を申し上げたいと思います。

まず初めに、現在の生涯学習振興協会の職員の関係でございまして、これにつきましてはNPO法人ゆうと事前に今回指定に当たっていろいろ協議をさせていただきました。その中で、理事さんの皆さんにおかれましては、これまでも生業を持ちながらそれぞれ地域交流センターの管理運営という部分についてご協力をいただいているということで、話し合いの中でこれ以上本当に責任がふえて処理できるのかなというような、そういう不安の声も多々ございました。ただ、私のほうから説明をさせていただきましたのは、地域交流センターの場合については、議員さんのご質問にもございましたけれども、いわゆる使用の許可、減免、それからそういった収入をもとに維持管理、あるいは事業の実施とすべての施設全般を管理運営していただいているということですが、今回の体育施設あるいは公民館の指定管理業務という部分については本当にごく限られた部分です。その業務を実施するに当たっては、当然指定管理者になる以上そういった施設管理の運営部分については責任は当然生じてきておりますし、きますし、その責任を果たしていただかなければならないという部分はございますが、ただ業務についてはそれぞれ生涯学習振興協会で行っている職員、それらは業務のノウハウを持ってございますので、そのまま引き継ぐことでどうでしょうかというような形で一応了解をいただいております。また、職員の交流センターとゆうとの違いという部分も実際議員さんご指摘のとおりでございます。ただ、公民館、それから体育施設の部分に従事していただく職員の皆さんにつき



ましては、今までもそうございましたけれども、一年一年の期間雇用ということになっております。当面こういったスタートする時点ではこの体制をそのまま、勤務条件の部分についてはそういった条件をもとに取り扱うという形の中で理解をしていただいております。

また、NPO法人ゆうの会計上の処理の問題でございますけれども、会計につきましては現在のゆうの部分についてはそれぞれの利用料金収入、それから事業収入等々ございますけれども、それらとは別に収入、支出ともそれぞれ別段で区分をしていただくような会計の方法をとると。といいますのは、いわゆる先ほどもご説明を申し上げましたけれども、各年度におきまして精算制、精算をしていただくということでございますので、1つの会計とはなりますけれども、別段に収入、それぞれ支出と、今回受けた部分の収支の状況を明らかにしていただくような会計処理の方法でということで、これの部分につきましては税理士資格を持った監事さんも含めてお話に入っていて、そういった形の方法がいいだろうという形で了解をいただいているところでございます。

また、生涯学習振興協会とNPO法人ゆうとの市のかかわりの部分でございますけれども、今回生涯学習振興協会と違いまして職員の兼務という部分については解くことにしておりますけれども、先ほどもご答弁を申し上げましたけれども、やはりNPO法人ゆうとその事業実施に当たっても、管理運営に当たっても従来と同様なお一層そういった連携協力を深めながら、スポーツ振興事業、あるいは施設管理運営面においてそれぞれ柔軟性を持った中で連携協力を図ってまいりたいということで考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 小黑弘議員の3回目の総括質疑は、休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

総括質疑を続けます。

小黑弘議員の3回目の総括質疑を許します。

小黑弘議員。

○小黑 弘議員 3回目の最後の質疑になりますけれども、全国市長会へのいろいろな要望事項まで総務、いや、市民部長に答えていただいたのですけれども、できれば一番そこから辺わかっていらっしゃるの市長だと思いますので、3回目は市長は登場してもらえかなとは思っておりますけれども、とにかく先ほど総務ではない、ごめんなさい、市民部長は国のほうの話だったのですけれども、施設の数確保するというをおっしゃってましたよね。だから、安心はということなのですが、先ほども言ったとおりで、うちは高度医療の市立病院はしっかりとこれから確保できます。だけれども、ここでずっといられ

るわけではないので、必ずどこかに行かなければなりません。そのときに、この中空知全体を含めて果たして施設は確保できているのかどうかということです。これから65歳以上の方々がもう40%以上にもなろうかというこの近い近いこの先ですけれども、当然先ほども言ったように介護を必要とする方々も圧倒的にふえてくると思うのです。ところが、ではうちにもう一個福寿園を建てられるのか、もう一カ所老人保健施設をつくれるのかといったら、それはもうそうはいかないはずですよ。当然それは道のこの介護福祉保険計画ですか、それもあるわけだし、全体的な病床数というのもきっと決まっているはずなので、ではあとはもう在宅で何とかしていかなければならないというぐらいの状況がもうすぐ先に見えかかっているように私は思っているのですけれども、決して決してこの施設の数確保できるなんていう現状としては状況ではないというふうに私は思っています。

それで、これぜひとも市長にお伺いしたいことは、介護保険そのもののこと、全体にもお伺いはしたいのですけれども、特にお伺いしたいことはこれからはどんどん砂川市で仕事が十分潤沢にあるわけではないので、若い人たちはやっぱり都会に行ってしまうのです。若者が都会に行った後、残っているのは高齢者というような状況が出てくると思うのですけれども、この介護保険料の関係でいくと若い働く世代がたくさんいてくれれば年寄りを支える力もたくさんあるわけですが、さっきも言ったようにみんなそういう人たちは市内に残りたくても都会に行かざるを得ない。では、残った高齢者はだれが支えるのだということになるわけです。そのときにこの介護保険や国民健康保険というのは、市が、砂川市が保険者ですから、この中で何とか賄わなければならないわけです。そうならないければ、当然支える人が少なくなっていけば保険料を上げていくしかない。もっといいのは、国がもっとも国からのお金が入ってくれば一番いいのですけれども、今の現在の仕組みはそういうふうになっていない。そうなれば、65歳以上の保険者の被保険者の方々に負担を求めていくしかないというのがうちの今の会計のシステムだと思うのです。本当にこのまんまでうちのまちは社会保障をきっちり守っていかれるのかどうかというのが次の問題だと思うのですけれども、私はやっぱり若者もたくさんいるようなところも一緒になってこの保険制度というのを組みかえていかなかったらば、うちみたいな小さなまちではもう賄い切れないのではないかというふうには思っているのですけれども、市長はその辺はどんなふうに考え、あるいはどんなふうに国に、あるいは市長会でお話をされているのかどうかをぜひお伺いしたいと思います。

それで、次の地域交流センターの関係なのですけれども、先ほどそれぞれ職員もそのまんま引き継ぐという形の答弁がありましたけれども、たしか財団の職員は3人ぐらいいた、いらっしやったかなというふうに思います。それとあわせて今まではスポーツ振興課の職員の皆さんも体育館にいて、同じ事務所で仕事をしていたというふうに思うのですけれども、これからもそのまんまでそういうふうになっていくのかどうかということなのですけれども、ただなかなか本体はNPO法人ゆうは交流センターのほうにありますから、この

うまいコミュニケーションがとれていくのかなというのも実際ちょっと心配なところがあったりもします。それで、条例上でいけば指定管理者がしっかり実際はやっていかなければならないことになるのですけれども、受付に来る人たちは公民館にしても、あるいは体育館にしても、体育施設にしても、そちらの施設に直接申し込みに行くと思うのです。そうなったときに、どっちにしても許可を出さなければならぬところは交流センターゆうの本体だと思うので、この辺のスムーズにいくためにはどんなふうを考えていらっしゃるのかなというふうには思っています。

それから、先ほど文化振興事業の関係は今のゆうのほとんど文化の関係やっているので、何とか吸収できるかなというふうには思うのですけれども、今あるスポーツ振興事業もNPO法人ゆうが抱えるというふうなお話がありました。これスポーツ振興事業どんなものがあるのかなとふと見てみますと、アメニティマラソンとか、あとは三角ベースボール大会、エアロビック講座、みんなで陸上競技とかと結構あるのです。7つか8つぐらい財団法人は持っていて、市民スキーハイキング、学校プール開放事業。それで、これというのはかなり体育関係の方々がかかわっていらっしゃるのではないかと思うのです、この事業そのものを開催していく、それから運営していく中で。それが全部NPO法人ゆうのほうにいつてしまうときに、これスムーズな開催というのか、引き続きうまく事業がやっていけるのかなというのはちょっと心配なところで、何でもかんでも1つの団体が文化からスポーツから何でもかんでもというのが、それはお金の面もそうですけれども、このまんまでずっといいのかなと私は今思っているところなのですけれども、先ほどスポーツ振興課のことも聞きましたけれども、こうやってみんなゆうのほう理事さん、正会員含めていろいろな事業を抱え込んでしまうとすれば、一体スポーツ振興課は何をやるのでしょうかという気持ちは私にはあります。ここのところ辺の整理も果たしてどんなふうに関後されていこうと思っているのかという点です。

それから、最後の最後ですから、ぜひ教育長にお答えいただきたいのですけれども、すべて交流センターも公民館も、それから体育施設もこれ教育委員会が主体になってやっているところです。私は、できれば今回の地域交流センターゆうのように許可も、あるいは自分たちの事業そのものも民間が作り出していくというこの形がこれからの砂川市にとってはとてもすばらしい形だと思います。ところが、公民館と体育施設というのは受け付け業務とかそういうものに限られています。できればやっぱり公民館を使っていらっしゃる方々が交流センターゆうと同じような状況を、それから体育施設、総合体育館とかいろいろな陸上競技場だとかそういうところをまさに自分たちが使っている方々が一番よくわかっているはずだと思うのです。ですから、そういう方々がゆうと同じような仕組みで維持管理、あるいはいろいろな事業を起こしていただくことが一番私は望まれることではないかというふうには思っているのですけれども、その点はどんなふうにお考えなのか、今後どういうふうに関後られているのかをお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 市長。

○市長 菊谷勝利君 (登壇) 再三この議会でも論議になっておりますし、私ども全道の市長会、全国市長会でも話題が多いのは医療費の関係でありまして、厚生省サイドでは年々医療費に持ち出す国のお金というのが現在でも約33兆円ほどあると。これを何とか抑えるということで、かつては国民健康保険でやるべき分野のことが老人医療だとか介護保険だとかこういうふうに分散をしていって、逆にいくと保険のそのもののパイというのはだんだん小さくなってきている中での相互扶助ということで、これは大きく言うと7つか8つほどこの医療制度、保険制度があるのでありますけれども、我々の願いは何とか一本化をして、パイを大きくして、そして国がそれに補助をしてもらおうと。私どもみたいな小さなところに高齢医療これから持っていくということになりますと大変状況が厳しいということで、どこの市町村も何とか一本化ならないかということで今道あるいは国に向かって運動しております。最悪の場合介護保険制度においても道がいれば保険者になって最低でもやってもらえないかということのを再三言うのでありますけれども、どうもこのように医療費の毎年金額上がるということで、それはならないということでありますから、今後とも何とかそういう一本化になって、国全体で保険制度というのを見ると、単一の保険制度ではやっていけないということで、小黒議員さんおっしゃっているとおりだと思います。もちろんこの医療制度でなくて、私どもについても例えば水道料金も値上げをする、下水道もそうだと、各種使用料もそうだというけれども、行き着く先は全部市民なわけです。したがって、あくまで手にとって見るとこんなにもことし値上げしたのかというようなことになるわけでありまして、できるだけそういう市民負担の軽減からしてももっと安定した保険制度にすべきだと、こういうことで今後とも全道市長会、全国市長会でお話し申し上げながらしていくと。これは、全道市長会も全国市長会もそれは要旨になっているのですけれども、国が受けてくれないということなものでありますから、今後ともそういうような方法でやっていきたいというふうに思います。

それから、1つ、直接ご質問なかったのですが、管理指定制度についてお話し申し上げたいと思うのでありますけれども、本来は市町村の財産を民間に管理運営を任せるといことはあり得なかったのです。しかし、自治法の改正で何とか民間にも国なり、あるいは市町村の持っている財産の管理運営を任してもそれは十分公平な立場で管理運営ができるぞと、こういうことに実はなりました、うちも法律、自治法の改正によって、いわゆるかつての公共的団体、公的団体から民間の方々にも管理運営をお任せをするというふうになったわけです。ただ、まだ法改正になって4年、3年や4年ぐらいしかなくて、必ずしも市民、受ける市民側から見るとまだそれは成熟し切っていないということで、だからどなたでもできるのだといいながらも一たんやってみると経営上大変なのではないかということで、今のところ勢いお願いをして、何とか管理運営をしていただけないだろうか。かつて小黒委員さんも同じ管理運営を任せるとも1カ所にお任せ

することによって人員の配置なども管理運営にスムーズに行くのではないかとお話ししておいた経過あると思うのですけれども、例えばNPO法人の交流センターのゆうにしても、2つ受けることによっていわば事業をする際には人員のいわゆる集中的な仕事できるのではないだろうかということで、私どもは一番管理運営でスムーズにいけるのは交流センターを今見ている実態からするとNPO法人ゆうが一番心配のない運営をしていただけると、こういうことからNPO法人をお願いをしているということもひとつご理解をいただいて、ご賛同いただきたいものだというふうに思っております。

○議長 北谷文夫君 教育長。

○教育長 四反田孝治君（登壇） 小黑議員さんから何点かご質問がございました。今回指定管理者を変更するという、そういう理由につきましては、それぞれ提案の中でご説明を申し上げてまいりましたけれども、やはり財団の生涯学習振興協会が今月末をもって解散をするという、そういう経過につきましては、るる説明をさせてきていただいておりますけれども、やはり平成10年の7月1日に財団が設立をされて、いわゆる定款の中でそれぞれスポーツ振興事業あるいは文化事業、施設の管理事業をやってまいりました。ただ、いわゆる駅東部の交流センターが建設されたことによりまして、その管理をNPO法人のゆうのほうにお願いするということになりまして、文化事業がすべてNPO法人、今のゆうのほうで実施をしているという、そういう状況のもとで財団がいわゆる基本的に事業としてやらなければならない文化事業がなかなか困難になったということで、今回この提案をさせていただいているところでもございます。ただ、いわゆる3年前に、足かけ3年になるのですけれども、やはりNPO法人の実績というものが私どもはすばらしいものだというふうに認識をしております。ただ、今の現状をいいますと、やはり組織体制を図っていくのはやっぱりその施設の管理でありますトップの方の力量が大きく左右されているというのは当然これは私ども十分認識をしております、特に今の山下理事長さんにおかれましてはそれぞれ理事さん含めてやはり生業を持った方々をまとまって、まとめていただいて、いろんな事業を展開して、今では年間利活用が8万人を超えるという、そういう状況になっておりますので、この体制がすべてすばらしいということまでまだ3年目でございますからならないというふうに思っておりますけれども、やっぱり今の交流センターの管理運営をやっていただいている方式がやはりすばらしいものだというふうに私どもは考えております。これは、とりもなおさずやはりほかの市町村と違いまして建ててからどうするのだということだけでなく、建てる前にやはりどういう施設にして、どういう利用形態をしていけばよろしいのかという問題を含めて、やっぱり3年ほどかけてこの交流センターにかける思いをそれぞれやってきていただいたのが現状の体制という、そういう認識のもとに今回の中でやはり施設の管理に実績のあるNPO法人ゆうのほうにお願いをしたいということで提案をさせていただいているところでございます。

それと、具体的には受け付け体制の関係がお話がございました。当然これは公民館の場

合につきましては、今の財団の臨時の職員の方が担当しておりますけれども、これはやはり望ましいのは利用する方々がやはり全体の中で、運営協議会的なものも今ありますから、今後における課題ではないかなというふうに思っているところでもございます。

それと、具体的な問題としてスポーツ振興事業で、やはり今までやってきた事業につきましてはアメニティマラソンがあります。これは、やはりスポーツ振興課の職員だけではなく、市挙げての職員体制をとりまして実施をしてきておりますので、当然この点につきましてもいろんな事業につきましてはただNPO法人にお願いしますというだけではなく、1回目の次長のほうからご答弁をさせていただきましたとおり、教育委員会挙げて責任を持ってバックアップするという、そういう状況で対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それと、今後の組織の点についてお尋ねがございました。今の財団、財団と兼務になっているスポーツ振興課の体制どうなるのかということでございますけれども、これにつきましても先ほど次長が申し上げましたとおり、NPO法人にお願いしたときにはスポーツ振興課の職員3名の兼務は外れるという、そういう状況になります。それで、全体的に果たして今後教育委員会の体制は、それで今後砂川市のスポーツ振興事業というのがどうあるべきかというのが当然問われてまいりますので、これは今の教育委員会の組織の中で、今現実的にはNPOの法人ゆうのほうに交流センター推進課がございまして、職員が1人張りついております。これらを踏まえて、今後教育委員会の体制がどうあるべきかを含めて、今後十分に市長部局とも協議をさせていただいて、望ましいスタイルに持っていきたいものだなというふうに考えておりますので、どうかご理解をいただきたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 中江清美議員。

○中江清美議員（登壇） 私は、議案第21号の砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について質疑をしたいと思います。

今ほど小黒議員と理事者とのいろいろやりとりを伺っておりまして、私も用意していた質問2点ほどその中で伺いすることができましたので、ちょっと違う点で伺いしたいと思うのですが、いわゆるこの介護保険の負担というのは小黒議員からもお話あったように本当にお年寄りの方たちの負担増、生活を圧迫する、そしてこの制度は要するに元気な方も死ぬまで取られるという制度、そういう中でやはり大変な矛盾があるのです。そういう中で、今回第4期の計画になるのですが、砂川市やっぱり基準額で1,100円の値上げというのはすごく大幅だと思います。これをやはり解消するための市独自の施策として何か考えられないのか、そういうことについて伺います。

あと、介護認定の新方式が4月から導入されるということですが、その内容について、それから事業者、利用者への影響について伺います。

以上です。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 2点介護保険条例の一部改正でご質問がありまして、1点目は市独自の対策というのはないのかという件と2点目は介護認定の新方式が4月から導入されるが、その内容と事業所、利用者への影響はないのかというお話であります。

今回の改正によりまして月額3,200円が4,300円になりますけれども、その引き上げることに対する市独自の対策というのは現段階ではございません。これにつきましては、前段申し上げましたとおり3年間のサービス量をしっかりと見込んで、それに対応する保険料ということでございます。そこで、この市独自ということではやはり保険料軽減に向けた税金の投入かなというようなお話もありますけれども、やはり保険料、介護保険制度自体が相互扶助で、保険者間でみんなで協力し合いながら助け合っていくのだという精神のもとですから、そういった市独自で保険料に補てんをするという考えはございません。

また、2点目の介護認定の関係でありますけれども、介護認定の新方式が4月から導入されます。新方式で変更になった点は2点ございまして、1つは介護認定コンピューターソフトによる1次判定結果であります。介護認定は、コンピューターソフトによる1次判定と介護認定審査会による2次判定によることとなりますが、1次判定は現行非該当、要支援、要介護1相当、要介護2、要介護3、要介護4、要介護5の7段階であります。変更後は要介護1相当を要支援2と要介護1に判別し、8段階の判定となるものであります。もう一点は、認定調査員による調査項目が現行の82項目から14項目を除外し、新たに6項目を追加することにより8項目減の74項目となるものであります。除外となる14項目のうち、皮膚疾患などの9項目については主治医の意見書と重複しており、意見書を参考にすることができることから、実質的には5項目を減じ、6項目を追加するものですが、調査項目を精査し、調査項目が多く、煩雑な現行の要介護認定の課題を解消するための変更であります。また、新方式による要介護認定は、平成21年7月1日以降の要介護認定申請から導入されますが、介護認定につきましては従来どおりコンピューターによる1次判定と主治医の意見書に基づき介護認定審査会で2次判定を行うものであり、事業所、利用者には特段の影響はないものと考えております。

○議長 北谷文夫君 中江清美議員。

○中江清美議員 それでは、2回目の質疑をさせていただきます。

今市独自の政策は考えていない、その内容としては保険料というのは相互扶助の精神にのっとってやっているということなのですが、これはことしで10年目に当たるのですが、これまで2回この制度の改正しているのです。そのたびに保険料、それから利用料も引き上げられ、それと使えるサービスがだんだん範囲が狭められてきているという実情があるのです。そういう中で、介護士さん方が、それと介護報酬も引き下げられるという大変この高齢化に進んでいく中で国の政策というのはだんだん逆行するようなやり方をされていて、それがこのたびそういういろんな矛盾が噴出してしまっていて、介護士を目指す若い人たちが

その職場での報酬ではとても生活できないということで、志半ばでやめていく人たちがたくさんいる。そういう中で、今回1, 150万ほどですか、50億かな、そのお金を国が出しまして、これは一般会計からの国の介護保険のそういうものに対する予算を組んだわけです。政府自体がそういう制度を決めていて、そういうお金を補てんしなければ介護の現場が大変になってきていて、報酬を引き上げざるを得ない、3%という、そういう状況で、0.3かな、まず介護報酬が低いということがまず問題になっていて、それを国は何とかそれが介護保険料の値上げにならないようにということで今回特別に予算を出すということを行っているのですが、そういう中では国の本当に自分たちがつくってきた制度が少しずつ崩れてきているというか、そういうことをあらわしていると思うのですが、そういう中で今現状本当にお年寄りの方たちどういう生活になっているかといいますと、国民年金満額受け取っている人、6万6,000円ぐらいですね、一月、2カ月で13万2,016円。そこから介護保険料4,300円、後期高齢者医療費700円、これ差し引かれているわけです、天引き。この金額、一月、実際に手にするのは12万7,016円、これ2カ月分です。1カ月の生活費約6万3,000円です。この金額で生活費、食費、光熱費、住居費などを捻出しなければならないのです。6万3,000円のお金です。そういう、これはまだ年金、国民年金満額もらっている人の話です。大概の方これよりもっと低い、そういう方がたくさんいらっしゃいます。そういう方たちにまたさらにこの保険料の負担というのがふえるわけです。

そして、これは40歳以上の方たちも介護保険料は第2号ということで払わなければならないのですが、これは本当に第2号被保険者の負担増にもつながることになっていくのではないかなと思います。今現在とにかくことは100年に1度の不況という中で、本当に現役世代の人たちも仕事が不況でないとか、本当に全体的に大変な今生活状況にあるという、そういう収入減の人たちの保険料を減免するとか免除などするということが他の市町村では取り組んでいるわけです。4月から値上げ、本当に砂川ぐらい値上げするところは、やはり今のそのまちの住民の大変さを考慮しまして一般会計から繰り入れして、そしてその住民の介護保険料の負担を軽減するという措置をとっているのです。これは、先ほど部長が相互扶助といいますけれども、相互扶助も大変な状況になってきている中でその自治体がとっている政策です。これは、先ほど保険者は市ですから、市の考え方によって本当に今お年寄り大変なのだということで、この3年間で何とか少し今の上げ幅を少なくするとか、全額するのが大変であれば少しでも減額するとか、そういうような形で高齢者に本当に安心して砂川で暮らせるような施策というのはやはりとるべきではないかなというふうに思うのです。先ほど市長が全国市長会、全道市長会にも意見をおっしゃっている。それも本当に大事なことです。しかし、今そういうことで国の施策を待っている余裕がないのです、毎日生活しているお年寄りにとっては。ですから、方法論としては、本当に市も財政大変かもしれませんけれども、本当にこれからの高齢化に向かって、ほとんど



の方が高齢化に向かっていくわけですから、そういう部分での予算というのをやはりそちらのほうにしっかり向ける、今までの考え方を切りかえるということが必要だというふうには私は思うのですけれども、その辺についてどうお考えかをお伺いしたいと思います。

あと、先ほどの第4期計画の新方式、介護認定の方式で、部長は現在とそれほど変わらない結果になると。私も所属する委員会で1度伺ったことがあります、そのときの答弁も同じでした。しかし、非常にこの新制度の中身の中ではこういうことが出されているのです。調査、認定調査員テキストの主な変更点というふうに出ております。調査項目、移動、移乗、これ乗ると書いて移乗というのですが、移動、移乗の利用者の状況、状態、それから旧テキスト、新テキストという変更点が書かれたのがあるのですが、移動、移乗の機会がない重度の寝たきり状態というのがそういう人がいた場合に今までのテキストであれば全介助、新テキストであれば自立なのです、なぜか。これは、今どうしてそういうふうになるかということとはまたお話ししますけれども、まず、それから、食事摂取、中心静脈栄養、高カロリー液の点滴のみで口からは食べていない。この方も旧テキストでは全介助、これが新テキストでは自立。それから、麻痺などの有無、調査時に手足を持ち上げることはできるが、日常生活に支障がある。旧テキストでは日常生活上の支障があれば麻痺ありとする、新テキストでは日常生活上の支障は評価しないというふうになっています。あと、薬の内服、現在薬の内服はないが、処方された場合は重度の認知症があるため自分では内服できない。旧テキストでは能力を総合的に勘案して判断、新テキストではこれが自立です。それから、歯磨き等の洗顔、本人の生活習慣で行っていない。旧テキストでは能力を総合的に勘案して判断、新テキストではこれも自立なのです。

なぜこういうふうなテキストがされているかといいますと、移動、移乗の調査項目でこの移動とか移乗の機会がない重度の寝たきり状態の人は、介助自体が発生しないという考え方なのです。もう寝たまま、寝たきりだから。自立を選択するようにこれは迫っているのです。それと、食事摂取の項目でも食べ物を口にできないで高カロリーの点滴をしていますから、食事の介助、食べさせるとかそういう介助は発生しないわけです。ですから、これが自立。それから、そういうすべての項目がそういうようなことになって、この認定方式を昨年影響、これを調査するために約3万件のモデル事業を実施したということで、砂川市でも実施したと思うのですが、新テキストは織り込んでいなかったのです、そのときは。その後に行った86例の検証をしているのですが、新テキストの判定のずれを、ずれですね、ずれは許容範囲内だったとしているのですが、その内容は公表されていないのです。部長がお答えになった今まで、これまでとは変わらないということの中で、認定調査員テキストのこの内容というのですか、それはご存じの上でそのように答弁なさったのか、その辺をお伺いしたいというふうに思います。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 まず、繰り入れの関係でありますけれども、介護給付費準備基

金という基金がございます。これについては、それぞれ保険者である市町村がこの基金を法に基づいて設置しているわけでありましてけれども、この基金の考え方については先ほどから申し上げましており3年間の事業計画であります。3年間に見合う保険料をそれぞれご負担いただくと。そういう意味では、このサービスの利用というのは年々増加してきます。基本的にはこの基金には1年目には積み立てることができるだろうというような状況になってまいります。2年次目、これについては3年間で見込んだサービス量と保険料のある程度中間でありますから、何とか繰り入れることなく運営できるのでないのかと。逆に最終年次の3年次目でありますけれども、これについては3年間トータルでは3年後のサービスの需要が高まってまいりますので、恐らくこれは足りないだろうと。そのために1年目におおむね積み立てた基金というものを3年目に取り崩して、そしてその3年間を運営していこうという基本的な考え方がございます。

そのような中で、砂川市においては21年度から3カ年の計画を見込んで、そして保険料も設定しているという状況の中で、お話ありました一般会計というお話もありましたけれども、これは制度当初のときにもいろいろご議論あったところでもありますけれども、あくまでも厚生労働省の考え方といたしましては保険料減免の3原則というのがございます。一定の所得だから一律に軽減をするのだと、あるいはまた一定の所得だからそれ以下の人は全額免除するのだと、あるいはまたその保険料に限ってお話ありました一般会計から保険料の補てんということで繰り入れる、これらについては好ましくないということで、これにつきましても毎年全国の市町村に対しまして調査がございます。そういう中では、一部の、一部の市町村でそういった繰り入れをしているという状況もありますけれども、あくまでも厚生労働省はあくまでも保険料としてはやっぱりこの3原則は守っていただきたいと、そういう指導もなされているところであります。

それから、かなり負担がふえるという状況でありますけれども、これにつきましては所得に応じた軽減措置というのをこの制度でも講じております。1割負担という、利用に限っては、利用の際には1割負担ありますけれども、それについても所得に応じてそういった限度額で軽減を図る、あるいは今話題になっておりますこの保険料につきましても基準額の所得によっては2分の1、4分の3という軽減もございますし、また今回砂川市におきましては本来1.0という基準額に対しまして一定の所得要件であれば0.88に軽減をしようと。あるいは、本来1.25という区分についても附則で1.13に軽減しようと、そのようなことで所得に対する配慮もしているところであります。

続きまして、最後に介護認定の新方式の関係でありますけれども、平成12年に介護保険がスタートいたしましたけれども、国においては要介護認定調査検討会という検討会を設置してございます。個々につきましても専門的、技術的な検討ということでそれぞれ検討していると。そういう中では、要介護認定についてもいろいろと改良を重ねて、1次判定をより一層精度を上げるという目標に向かって検討をして、今回このような措置をとっ

た状況でありまして、それが介護サービスに影響するということではございませんし、1回目でご答弁いたしましたとおり、コンピューターによる1次判定、そして今度は認定審査会において医師の意見書、1次判定と照らし合わせて最終的にどうするのかということでもあります。それにつきましては、砂川市の介護認定の際の委員は8名おりますけれども、3名、3名が医師でありまして、残りの方についても保健師あるいは介護支援専門員、そしてまた看護師、そういった資格をお持ちになった方々がこれまでの例に倣いましてさてどうかということで1次判定、意見書をもとに2次判定を行うということでございますから、お尋ねありましたということでの混乱というものはないというふうに考えてございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

介護給付費準備基金のお話をしましたけれども、もう少し詳しく説明をさせていただきたいと思います。これについては、介護給付サービス給付費については公費で5割、2分の1、国が25、道が12.5、市町村が12.5ということで半分を賄う。保険料は、40歳から64歳までの方が2号被保険者ということで、保険料をその方が入っておられる健康保険のほうから引かれる、負担をします。そして、今条例改正しております65歳の方についてはそれぞれ月額幾らということで決めて、年金から天引きをさせていただいているという状況でありますけれども、これらよく精算ということがありますけれども、この給付費全体の国の負担、道の負担、そして市の負担、そしてまた40歳から64歳までの負担、これについては前々年度、前年度がどういう量でしたかということでそれぞれ負担が出てきて、それが精算としてしっかりとまず割合高い低いは別にいたしまして負担になると。問題は、残った、これから21年度からは20%ということになります。今までは19%でありましたけれども、65歳以上の方の1号の保険料、これについてはあくまでも3年間同じ額で徴収、負担をいただくと。それらについて申し上げました1年次目にある程度剰余が出るだろうと、それについては基金に積むと。3年次目には不足するであろうと、それについては基金から取り崩すというようなことで、負担割合としましては21年度からは65歳以上の方は20%、その分についてのうちは給付費の準備基金ということで積み立てをし、必要に応じて取り崩すという状況でございますので、つけ加えさせてご説明をさせていただきます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

済みません。認定調査員、これにつきましては現在職員でございますけれども、2名おります。それで、申請が上がってきた際にはどういう状況であるかというのを訪問をして、まず調査をいたします。その調査結果に基づいてコンピューターに入力し、そして2次判定で行うと。そのときには審査会で行うということです。

〔「テキストの内容」と呼ぶ者あり〕

テキストの内容ということでございます。先ほどふえるもの、減るものというお話をし

ましたけれども、医師の意見書と重複するというものがございます。済みません、少々お待ちください。非常にコンピューターの1次判定についてもかなり難しいところがございます。そこで、私どもで情報として持っておりますのは、この項目新たにどういうものを追加するかということに対しては、ひとり言を言うのだろうか、ひとり笑いはするのだろうか、あるいは自分勝手に行動はしないだろうか、話がまとまっているかまとまっていないか、あるいは集団参加ができるのかできないのか、買い物ができるのかできないのか、それから簡単な調理ができるのか、これらが新たに追加された6項目であります。こういうものをもとにして74項目で総合的に1次判定をすると。先ほど申し上げましたとおり、逆に除外したのものについてはある程度医師の診断書と重複する部分があるということで除外をしたということでございます。

○議長 北谷夫君 中江清美議員の3回目の総括質疑は、午後1時から行います。また、答弁漏れがあればそのときに行いたいと思います。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

総括質疑を続けます。

中江清美議員の2回目の総括質疑に対する補足答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長 井上克也君 2回目のご質問で介護認定の認定の仕方が4月から新しくなるということで、一部これまで全介助であったものが今度は4月からは自立という選択になるというご質問でございます。ご答弁を申し上げます。

これまで全介助、すなわち寝たきりという方については、例えば移動できませんと、移動については全介助ですということを表示をして第1次判定になったと。この4月からなのですけれども、考え方としてそういった寝たきりの状態であれば移動する機会がないと。移動する機会がないから、それについては自立と表示をなさいと、そういうことであります。考え方でありましてけれども、項目はすべて新しいもので74項目ありますけれども、一部そういう移動に限ってそういう今までは全介助であったものが表示として自立というのがありますけれども、トータル的には介護度がどうなるのだという意味では、74項目をトータルで考えますから、その件では自立であっても、自立という表示であっても全体としてはあくまでも寝たきりであればそういう全介助ということですから、その辺は新しいシステムの中で表示の仕方をこうなさいということであって、それで介護度が大きく変わるというものではございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 中江清美議員。

○中江清美議員 それでは、最後の質疑をしたいと思います。

先ほど一般財源、一般会計からの繰り入れをして、住民の負担を軽くすることはできないかということで、この介護保険導入時、10年前はそういうことをしない、相互扶助という形でそういうものを認めないようなことを国はおっしゃっていましたが、だんだん実施するに当たりやはり住民の負担というのが、これは非課税者、住民税払っていない方にも介護保険料というのは全部いただくわけですから、当然住民負担というのは重くなり、そして改正ごとにその負担がどんどんと重くなってきているという現状です。今回は1,100円くらいのアップになるということで、そういったことで各やはり住民のそういう大変な部分を少しでも自治体で軽減する対策をとっている市町村というのは全国的にも結構ありますし、北海道の中でもあります。それが国がそういう一般会計から見てはだめだというようなことが法的に何ら根拠がないということでは、やっぱり実際には実施しているところに別にそういうペナルティーのようなものはないわけでありまして、これはあくまでも保険者の自治体のやっぱり理事者の考え方による住民をどう高齢化の本当に安心した老後を送るための、国がつくった政策というものですから、それに従わなければならないという大変さの中で、では保険者として何ができるかといったら、私はやっぱり基金の余っているところは今、今回ほとんど取り崩して、負担を軽減する措置に使っておりますが、砂川の場合は3年、3期目のそういう保険の基金は全部使って、そういう事業を行ったということですから、そういう基金がなければやはり一般会計からでも持ち出しながら、というのは今回20年度の補正予算でも国はいろんな形で財源的な措置をしているということで、これまでになくやっぱり自治体のいろんな事業の今まで計画されていたこともそういう国の臨時的な措置で十分賄えるということしのそういう特徴的なものが財政的にあると思うのです。ですから、やはり先ほどお話ししたように本当に安心して高齢者の人が老後を、日々を送れる、介護を安心して受けれる、十分に使いたいメニューを使える、そういうような状況になるためにはやはり自治体としての何らかの措置が必要だと思うのですが、再度その辺についてのお考えを伺いたいと思います。

それと、2番目の新、認定調査員の基準の問題ですが、認定の、先ほど部長の答弁では移動のところに少し中の要因として今までは全介助が自立という項目は何項目かあるということなのですが、私の調査では5点あるのです。移動だけでなく、歯磨きだとか薬の服用、そういったこともあるわけです。これは、ケアマネジャーさんとかそういう調査して、書き込んでいき、結局はコンピューターに、何項目かもしれないですが、今までの全介助が自立ということになったら相当の開きがあるわけです、何項目かは。そしたら、全体的に点数的には軽く、その人を軽い障害としてみなすことにつながっていくのではないかと。それで、今この問題についてかなり全国的にいろいろ問題提起が、問題にする声が上がっているのです。私は、国がそういった形で今まで全介助だったのは自立として見なさいというようなことでチェックシートに何項目かなった場合に、必ずそれはコンピューターだけで判断すれば今までの介護度よりは軽くなるわけです、点数的にいったら。です

から、その点ではその辺の中身を踏まえながら、部長が今まで答えておりましたようにその介護度が今までの人たちの数値と本当に変わらないような状態で、ケアマネジャーさんのよく現場を把握している人の声をやっぱり取り入れるような形での認定という形にしていくことが重要だと思うのですけれども、その辺についての、最終ですので、お考えを伺いたいと思います。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 保険料の関係でなかなか負担が重くなるということで、一部一般会計からの対応というお話でありますけれども、2回目で答弁をさせていただきましたけれども、やっぱり保険料の考え方をやはり制度としてどういうふうに確立していくのかということであれば、当初から、そして現在でもやはり厚生労働省で言うております保険料減免の3原則、これは守っていかなければならぬだろうというふうに考えています。そこで、毎年4月1日現在でそれぞれの市町村に対して国から調査がありまして、その中でも低所得者への単独減免を実施しているのかいないのかというようなことがございますけれども、これについてあくまでも一般財源を投入する形での減免はよろしくないという指導でございますので、その点で全体の制度としてのご理解をお願いしたいと思います。

それから、認定の関係でありますけれども、今まで全介助であったものが5項目わりに当たってそういう機械がないということで、それについては自立という入力をする。それによって介護度が低くなるのではないかとということでありますけれども、これ先ほどもご答弁申し上げましたけれども、国でそういった検討会の中でさらに精査をして、認定の密度を確かなものにするのだという検討の中で出てきたものであって、この5項目をとらえれば、5項目だけでいけばそういうチェックはしますけれども、74項目総体の中で介護度という1次判定がされて、そしてまた2次判定では医師の意見書も重視されてくるという状況でありますから、この4月から認定項目が少なくなると、あるいは一部今まで全介助だったものが入力として自立ということになりますけれども、全体としてそういう介護度に大きな変化はないというふうに考えてございます。

○議長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 (登壇) それでは、議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、今ほどもお二方から質疑があったわけでありまして、私も簡単にその考え方等をお伺いしておきたいと思っております。

まず、1点目でありますけれども、今回これまでの6区分であった保険料、これまでは1号から6号ということで1万9,200円から5万7,600円までの6段階、そして改正後でいきますと1号の2万5,800円から7号の7万7,400円、また附則で定めるところの部分がありますので、事実上の8段階に区分され、2区分多くなったわけでありまして、多くなるに至ったその経過、その考え方についてお伺いしておきたいというふうに思っております。また、それに付随しまして、この区分ですけれども、この

区分に上限はあるのかと。仮に今回8区分ということですが、10区分とか12区分とか、そういうような形でより細かいような形でできるのかどうかお伺いしておきたいと思います。

それと、この料金そのものの高い、または安いという判断は、なかなか他の市町村と比べてみるだとかいろいろな方法あるのだと思うのですが、一概にこのサービスの水準、または質という部分からいまして、なかなか比較するのも難しいのかなというふうに実は思っているわけなのです。そういったところからして、先ほど小黒議員の質疑に対する答弁で3期、4期ということで他市の状況もご答弁いただいているところなのですが、サービスの水準といいますか、質という部分について他市の状況と比較して当市はどうなっているのかということがもし分析なりされているようであれば、その部分をお伺いしておきたいなというふうに思っています。

それと、この項目の最後なのですが、先ほどの質疑でも基金が本市においては底をついたのだよというようなお話をされておりましたが、実は私がお聞きしたりしている部分でいいますと全道で少なくない、逆に多いのですが、そういった自治体において軒並み基金というのを持っていて、その部分を今回取り崩して、逆に保険料を安くするというような部分もあるのですが、砂川市の場合でいうと基金が底をついたという格好なのですが、この要因がどうだったのかということも含めまして、前期、いわゆる3期の部分の保険料の算定に当たってのその料金設定がどうだったのかということも含めて、その評価という部分でお伺いできればなというふうに思っております。

以上、4点ばかりお伺いしましたが、これをお伺いしまして1回目の質疑といたします。以上です。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 介護保険条例の一部改正で4点ほどご質問がございました。まず、1点目の現行6段階、これについて21年度からは8段階にということのこういった状況になった背景でありますけれども、これにつきましては提案説明の中で申し上げましたとおり、平成17年の地方税法の改正により住民税それまで非課税であったものが課税になるというような状況が発生しました。そこで、前期第3期の中でも平成18年、19年、20年度ということについては急激な保険料の段階が変わらないようにということで、それぞれ激変緩和措置を講じて保険料の軽減を図ったところであります。これについては、平成20年でこの激変緩和措置は終了いたします。そこで、21年からの考え方でありまして、本来であれば6段階でありますけれども、施行令であるとおりに、そういった設定はできるということでありますから、本則7段階、それについては本来1.25倍という保険料になる方について一定の基準をもって1.13倍に軽減を図ると。また、附則で1.0倍の方についても一定の所得要件をもとに0.88に軽減を図るということで、そういった前回の経過措置も踏まえて今回8段階としたところであります。

また、この区分について現在8段階でございますけれども、さらに所得に応じて区分をふやすことができないのかということでもありますけれども、施行令から申し上げますと1.0を超える段階、ここについては市町村で独自に設定できるということでありまして、先ほどの0.88と、この問題につきましてはあくまでも施行令によることでもあります。1.0以上の保険料の設定については市町村で独自にできると。ここにつきましては、砂川市といたしましてはこれまでの制度の発足時から法律、そして施行令の範囲ということで1.5を上限にしております。そこで、それについてさらに所得のある方についてはもう少しいただいて、その分そうなれば逆に所得の低い方についてはもっともっと軽減できるのでないかということでもありますけれども、0.5、0.75、いわゆる1、2号の0.5とうちでいう3号の0.75、これはそれぞれ決まっておりますので、これを下げるといことにはなりませんけれども、問題はそれでは所得のある程度ある方についてこの1.5でなくて独自に例えば基準額の2倍とか、あるいは1.8倍はどうかということかもしれませんけれども、やはりひとしく皆さんで保険料というものを拠出し合いながら相互扶助だということであれば、基本的にはやはり施行令に基づくものということでございますので、1.0、1.25、1.5ということで砂川市としては設定をさせていただきます。

続きまして、3点目に、サービスの質というものが他市町と比べてどうなのですかというご質問でありますけれども、砂川市におきましては、介護施設、特別養護老人ホームあるいは老人保健施設、そして療養型の病床というものがございまして、砂川市においては療養型の病床は以前から持っておりません。これについては、それぞれ総量規制というのがございまして、北海道の枠、空知の枠ということがありますので、不足していると、あるいは設置されていないということからいけば、この療養型介護施設については砂川市にはございませんけれども、あと2つの施設、そして在宅のサービスについてはそれぞれ各種サービスを整えておりますので、質という面では劣ってはいないというふうに考えてございます。

続きまして、基金ということでございますから、介護給付費準備基金の関係でございますけれども、平成20年度末では基金残高はゼロと見込んでいるという状況でありますけれども、この基金の考え方でもありますけれども、やっぱり3年間の保険料の推移というものを推計して、そして幾らと設定をします。それで、3年たつてこの保険料がある種均衡がとれて、逆に基金がちょうど、ちょうどゼロ円というのが一番いいのかもしれませんけれども、それがやっぱり本来の3年ごとの見直しであって、砂川市のこれまでの運営としては確かに平成20年補正で400万円ほど足りないというふうなことで北海道の安定化基金から借り入れを受けて、収支の均衡を図るところでありますけれども、これが借りなくて済んだ、あるいはゼロ円で、残高もゼロ、借りることもなかったというのが一番いいのかもしれませんけれども、基本的には3年間、3年間の保険料の設定なものですから、市としては若干400万円考えますと一部平成20年度の保険料で決算見込みで200万



ほど減じたという予算でありますけれども、これらそういったものも加味しますと、この月額3,200円については適切な3年間の保険料だったというふうに思っています。

また、他市の状況からいきますと、砂川市の場合は第1期が2,800円、第2期2,900円、第3期3,200円で、21年度以降4,300円とするものでありますけれども、それぞれ3年間の計画を見込んで、それぞれの市町村で保険料を設定しておりますけれども、この基金につきまして、空知管内では10市の中では7市がまだ基金を持っているという状況でありまして、その基金を平成21年以降の3年間の保険料に一部充当すると、そういったことで引き上げ幅を抑制する、あるいは場合によっては、1カ所ですけれども、逆に100円ほど下げるといふところもございます。これら考え方でございましょうけれども、基本的には3年間でこの基金を有効に使って、そしてまた新たな3年間の保険料を決定するということですから、必ずしも充当したことがいいとか悪いとかというものでなくて、基本的には基金というものはそういう基金であるということでご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 2回目の質疑をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず最初に私この8区分になったその経過ということでお伺いしたのですけれども、実はなぜお伺いしたかということなのですから、今回の場合でいうと、料金が低いとか高いとかということとはちょっと今回私ちょっと質疑しませんけれども、区分的なことでは例えば200万円というのが頭打ちといいますか、200万円以上もらうと7号のところは分類されて、7万7,400円という額をお支払いしなければならないと。これが基準額でいうところの1.5倍というわけなのですけれども、この200万円というものの考え方なのですけれども、決して高い金額ではないと思うのです。月に直す、直すとさほどの金額ではない。これまで、どうしても低所得者に対する軽減というところに私は目がいていたのですけれども、間接的につながってくるのだけれども、今回上限がどうなのだろうというふうな部分で見ていくときに200万円未満、これは6号でいえば125万円以上ということになるのですけれども、問題は7号の部分で200万円を1円でもそれこそ上回った人、仮に200万円だとしますか。200万円、210万円としておきますか。210万としておいても、この人は7号に該当するわけですから、7万7,400円引かれたとして202万何ぼとか残るわけですね。ですけれども、250万もらったり、300万もらったりする人も一律7万7,400円というふうになると、実は不公平が生じるのではないかなというふうに思うのです。実態として、砂川市の実態として250万なり、300万、あるいは350万なり、400万といういわゆる合計所得金額を手にされる方が想定が余りされないかもしれません。そうなのかもしれませんけれども、そういった部分の区分も私はこれ設定が必要なのでないかなというふうに思うのです。200万ちょっともらっている人がもう引かれてしまったら200万になってしまいます。400万もら

っている人がこれ引かれたってさほど減りませんというふうになるわけですから、この上限の部分で見直しをしていったらいいのだと思うのです。というのは、先ほどの答弁の中で1.0を超える分には市町村で独自で区分を設定できるのですよね。ですから、そういった部分からいって、この200万というこのその部類にいる人方がやっぱり一番大変なのだと思うので、その辺をちょっと考え方として区分設定したらいいのではないかなというふうにちょっと思っていたものですからあれなのですけれども、実はこの今回の第4期の保険料に関して、砂川市の料金体系というのは石狩市とちょっと似ているのです。石狩市は、砂川市と同じく1号で2万5,800円とか3号で3万8,700円ですか、石狩市も同じですから。それで、8号も同じなのです。8号というのが砂川市の7号なのですけれども、7万7,400円。続いて9号というのがありまして、9万300円というのあるのです、石狩市の場合。ですから、そういったところで不公平が生じないような形になっている。私これ負担増を求めることでは言っているわけではなくて、そのことによって結果的に低所得者のほうに振り向けられるのではないかなという観点で質疑申し上げているわけでありますから、その点でこの事実上の8区分というのが妥当だったのか否かということをお聞きするわけではないのですけれども、もっと区分を検討できないかな、上限の部分での区分を検討できないかな、その結果としてゼロ、1.0ですか、1.0、あるいはそうでない方々というのも若干なりとも軽減に、軽減になってくるのかなというふうに思うものですから、その辺をお伺いしておきたいなというふうに思っています。

それから、サービスの水準というのは一概に言い切れない、はかり知れないというところがあるものですから、これ以上は申し上げませんが、一番最後にお伺いしました基金の部分でいうと、ご答弁によれば他市がいい悪いというのは別として、基金というものの性格からして3年間、3年間で結果的に使い切ってしまったわと。次の3年間に向けて4期目どうかというときのために今回設定するので、適正な部分で行われたということだということはわかりました。多分私の今手元にある資料でいえば、北海道の15市の部分があるのですけれども、1億数千万とか、富良野市で八千何百万だとか、伊達市の1億6,000万だとかいろいろ出ているのです。多いところではやっぱり、小樽、札幌なんというのはこれは当然比較にならないわけで、大きなところはそれなりの五十何億とか、6億とかですか、そんな形であるのですけれども、それは別としましても、多く取り過ぎていたという格好なのではないでしょうか、他市のところでいえば。ですから、そういう部分からいって3期目の部分でいったときには砂川市は3,200円というのは適正、適正な料金体制だったという評価といいますか、分析だったのだというふうに私は確認しているところなのでありますけれども、そういうようなことで実態がわかりました。ですから、この基金ないものをどうのという話も私しませんし、他市が、たまたまこれ他市がみんな多く取り過ぎていたから、基金いっぱい持っているからそれについてどうかという講評なり、そういうのは避けますけれども、さっきお伺いしました区分、この区分を見直す余地があ

るものなのか、ないものなのかを含めた中でその考え方というのですか、上限の部分で、その辺だけちょっと1点お伺いしておきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 平成21年からは8段階ということでありましてけれども、それについてもう少し段階の設定をできないのかというお話であります。この議案の新旧対照表でもご説明申し上げましたけれども、令第38条というのは市町村で別に定めるというものでなくて、あくまでも国の基準でもって保険料を徴収する場合は令第38条、そして改正後は令第39条になります。これは1.13という1つ段階を設けたということから、市町村で保険者として1以上について設定ができる場合については令第39条を引用することでありましてけれども、いずれにいたしましてもその設定をどうするのかと。今石狩市のお話もありましたけれども、石狩市ではそういった1号、2号等が同じという状況であれば、石狩さんの月額についても4,300円なのかなと、それに伴う1号、2号、3号が砂川市と同じかなと。そして、お話ありました石狩市では9号ということで9万3000円という設定をしていますということでありましてけれども、やはりこれは介護保険制度ある種やっぱり法律に基づくものですから、やはり施行令に基づくというのがやっぱり基本でないかなと思います。そういうことからいけば、今回の8段階についても施行令の範囲の中でうちは設定したわけで、令第39条からいけば1.5以上に設けることも可能ということでありましてけれども、ではその負担の設定をどうするかという意味ではやっぱりどこかに公平さを求めていくのだろうと思います。その公平はどんなのだということになれば、やはりその法律、施行令に準拠したそういう保険料の体系ですということがやはり今の段階では一番の公平なそういう保険料の分配といえますか、段階ではないかなというふうに考えておまして、砂川市においては8段階ということ考えておしますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 最後なのですけれども、部長今ご答弁いただいたように基本的な考えはやっぱりそうなのだろうというふうに私自身も思っています。ただ、私が今回あえてお話ししましたこの部分でいくと、私基本的に増税だとか負担増だとかというのは、基本的にはないにこしたことはないのだと思うのです。私も含めた市民の立場というもので考えていったときに、また国民の一人であるというふうに考えたときに、やはり幾らかでも負担が軽減されるにこしたことはないのだと思うのです。ただ、私が例えば今回この介護保険の場合でいくと、仮に私がこの1号の被保険者であったときに自分が仮に200万円以上もらっていたのだとするならば、それに応じて私は負担すべきだと思っています。仮に自分が500万仮にもらっていたとしましょうか。500万もらっていたのだとしたら、200万もらっている人の倍とはちょっと大げさかもしれませんが、それだけのやっぱ

り負担をすることが公平性が図られるものなのだなというふうに僕は思っているのです。僕はそんなもらえる見込みも何もないですけども。ただ、やっぱり200万円というお金をもらっている人が7万何ぼ払っているのに、400万の倍のお金をもらっていて同じ負担でいいのかといったら、ちょっとどうなのかなという気もするものですから、これは今すぐにどうのこうのということにはならないのかもしれないかもしれませんが、今後また見直しというのがされていく時期がまた必ず来ますけれども、そういったときにもやはり少なくない、全国的規模でいけば少なくない自治体でもって独自区分を設けているというのものもあるものですから、そういったいいところを見習ってやっていくことが必要なのかなというふうに思います。ですから、私はその料金自体が高いとか安いとか、そういうことは今回は申し上げませんが、所得に応じたやっぱり負担区分という部分においてはもう少しちょっと詳細にというのですか、細かく今後見ていく必要があるのではないかなということ投げかけておきたいと思います。

いずれにしても、私が言っていることは、直接的に言うといわゆる合計所得金額が多い人にとっては負担増になるわけでありましてけれども、そのことによって結果的に本当に今100年に1度と言われている本当に経済危機ということで本当に大変な暮らしを皆さんされているのです。そんなようなこともあるものですから、そういった方々に幾らかでも負担の軽減が今後図られていくのではないかなという、そういったことを思うものですから今回こういう質疑をさせていただきましたけれども、どうぞこのお話を今後の参考意見にさせていただきたいなというふうに思いますけれども、それに対してのコメント等もしあればお伺いします。

以上です。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 所得の高い方についてはもう少しという、そういう考え方もあるのではないかとということでありまして、ご承知のとおり例えば健康保険、国民健康保険なんかとりましても、やっぱり所得の高い方のそれでは一部負担はどうなのだとすると、やはりある意味現役並みという扱いをされて、本来1割が3割というのはやっぱりいろいろ制度、制度によってその負担の考え方はあろうかと思っておりますけれども、ただこの介護保険の所得に関しても、例えば基準額が上がりますということでありまして、やはり所得の高い方、これでいけば第7号の方ですけども、7号の方が年間どれだけ引き上がるのだというふうになれば、当然その引き上がるのは高いという状況になっていますから、そこはやはり先ほどご答弁申し上げましたとおり、やはり公平に負担という観点ではどうなのだとするとやはり法令に準拠するという、そういった観点が一番公平さが保たれるのではないかなというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第20号及び第21号、第23号から第29号までの一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第8号に対する総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） それでは、議案第8号 平成21年度砂川市一般会計予算について総括質疑を行います。総括質疑ですので、大きな流れに沿ってお伺いしますが、私が行う点は今回は歳入についての1点のみであります。

平成21年度当初予算において歳入においては市税の落ち込みが目立ち、総額で前年度と比べ約8,580万円の減少となり、中でも法人市民税や固定資産税の落ち込みは大きいものとなっています。世界的な経済危機の影響を受けて国内の景気も悪化していますが、市内に目を転じてみてもバブル経済崩壊以後における景気状況は大きく変わらず、厳しい状況にあることは変わりありません。国内景気の悪化が国税収入の悪化を招き、その結果として地方交付税を初めとする地方におりてくるお金にも影響しており、当市のように自主財源よりも依存財源の割合が強い自治体においては国の動向に大きく影響を受けています。国から来るお金の影響をいかに最小限に抑え、市長の市政執行方針にもあるように砂川市がこれからも持続可能な行財政基盤の運営を行い、市民に対する行政サービスを担っていく上で市税収入確保を初めとする歳入確保は重要なことではありますが、今年度予算に計上されている税収確保と先行きが不透明な景気状況にあってどのような見通しに立って予算編成に当たったのか、その考えについて伺います。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） それでは、私のほうから税収の減が見込まれる中での歳入確保、またこの財政運営に対する予算の中での見通しについてご答弁を申し上げます。

砂川市におきましては、電力産業や金融機関などの企業の減収が大きく、法人市民税の減で3,300万円を超える影響と見込み、市税収入全体としては8,500万円を超える大きな減少が見込まれます。税収の減少につきましては、ある程度標準の75%相当は普通交付税で補てんされる場所でありまして、平成21年度の予算では国で地方財政の現状を踏まえ、地方交付税で2.7%の増及び実質的な交付税であります臨時財政対策債で81.7%の増としたこと、また歳出においては人件費の独自削減の実施や借りかえや繰上償還による公債費の抑制を行っていることなどから、財政調整基金からの繰り入れは2,000万円程度と、いや、200万円程度と最小限の繰り入れで済んだところであります。今後の財政運営において歳入の基幹的な収入であります税収の減少は、安定的な財政運営を考えると不安要素であります。地方交付税による税収減の補てんはありますが、景気の後退は地方交付税の原資である国税の減少につながるものであり、平成21年度に

おいても不足する財源を国と地方が折半して負担するなど後年度に負担を先送りされているものが多く、地方交付税自体の先行きが非常に不透明でもあり、まずは無駄な経費を徹底的に見直す取り組みを行っていく、行っていく必要があるものと考えているところであります。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 それでは、再質疑に入りますけれども、今ほどご答弁があったように厳しい国内と市内の景気状況にありましては、税収の確保というのは何よりもどこの自治体も苦心されていることだと思っておりますけれども、この税収がなければ自治体運営も当然には厳しさを増していきますし、新たな事業を起こそうにもやはりそこには原資となるものがなければなかなか新たな事業もやっていけないと。税収がないから新たな事業ができない、新たな事業が起こらないから経済も活気しないというような悪循環に陥ってはいけないわけなのですけれども、そこで再質疑としてお伺いしたいところは、今回今平成21年度の予算案がこのように示されておりますけれども、行政というものはすぐに物事を決めて、すぐに動くということはなかなかできないのは、皆さん方の前で釈迦に説法になりますけれども、当然でありまして、まして税収確保となりますと当然条例をいじるなり、いろいろな検証をしなければならぬこと、分析しなければならぬことというのが当然あると思うのです。そこで、それに立った上で、心配しているのは国内の景気動向だけではなくて、国際的に100年に1度の不況と言われている中で地方交付税の原資となるような国税の減収、これは大手企業の業績が悪化していることによるものでありますけれども、結局大都市と地方というのはある意味つながった関係があるわけなのです。お聞きしますけれども、この税収減の落ち込みというものを今の段階でこの程度にとどまるというふうに予測されているのかと。というのは、今回は法人市民税がこの程度の落ち込みだったのですけれども、このままの経済情勢でいけば当然この景気の状態の悪化によっては個人所得にも影響してきて、場合によっては個人市民税などほかの税にも影響が出てくるのではないかと思うのです。そうなったときにですよ、そうなったときに歳入面において市税を初めとする税収の大幅な落ち込みが当該年度で起きた場合には補正予算等も当然組まれるのですけれども、それであっても私は対症療法でしかないと思いますし、根本的な解決策を何か見出していないといけないと。こういったものが景気の状態が改善されずに長期化すれば、先ほど申しましたように行政運営にも重大な支障が出てくるというふうに思うのです。

今なぜこの話をするかといえば、今の国内景気が悪い中で今回このような見込みで予算が立てられましたけれども、先ほども言いましたように今の段階から将来の予測、いろいろと環境が変化してきます。国も援助してくれるような体制もとってくれるかもしれませんし、場合によっては国が、また国も借金まみれですから、地方にとっては手痛い政策をしてくるかもしれない。そういったことがわからない中で、今は自主財源よりも明らかに

依存財源のほうが大きいわけですから、例えば砂川市は今後3年間行財政改革において答申のあった固定資産税と都市計画税と各公共施設の利用料の値上げについては3年間は据え置いて、経済情勢等が悪化している現在においては据え置くという判断をされたのですが、けれども、依存財源と異なる新たな財源確保対策というのはやっぱり急務だと思うのです。これも何がしかをすることを今から考えておかなければ、いざ国の動向によって左右されて行き詰まったときになってから何か新しいことを始めようとしてもなかなか難しい話でありますし、せつかくこの21年度の予算案が上がってきて、いろいろと税収の見込み等についても分析されているわけですから、あらゆる面を考慮して今の段階から、まだ新年度は4月から始まりますけれども、景気状況が好転するような兆しはまだ遠いというふうにも言われておりますし、例えば具体的なものとしては、余りいい例ではありませんけれども、独自の財源を確保する上では、過去にも議論されたことがあるかもしれません。目的税ですとか、または場合によっては応分の負担を皆さん、市民の皆さんとともに痛みを分かち合う、公平な分担というのもやはり必要になってくるおそれというのはどうしても出てくると思うのです。砂川市が今後どういった自治体経営を行っていくかということについては、これはちょっと本題から外れてしまいますから触れる程度にとどめますけれども、昨年自治体の地域づくり懇談会等の話もありましたし、合併という議論もまちなかではいろいろとありましたけれども、そういったこともいろんな方面の影響を考えてこれからの砂川市が独自に自立していく、またはほかのまちと連携していく上で、やはり一番ネックになるものは財政がしっかりしていることなのです。そのためには税収をきちんと確保しなければならない。そういったことについて、いろいろと考えていらっしゃるかもしれないし、それほどの今余裕はないのかもしれないですけども、今の段階としてこの落ち込み、今回の税収の落ち込みということ踏まえて、そういった先ほど言いました新たな自主財源確保策について何か考えられるものはないのかどうか、または考えているのかどうかということを再質疑でお伺いいたします。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 新たな自主財源確保対策は砂川市は考えているのかというご質問でございます。税収は、平成8年当時と比較しますと税収全体で4億ほど落ちてきてございます。そのうちの2億については固定資産税の評価替えによる減ということで、市税の中で占める固定資産税の割合というのは非常に大きいと。この税が減るということは、標準税率に直しますと75%は交付税で算入されるのですけれども、いわゆる25%分については政策予算から減るという状況が続くわけでございます。今の地方交付税制度でありますと景気の動向に左右される、いわゆる国税五税が地方交付税の原資でございますので、その景気のいい悪いで交付税に影響を及ぼしてくるという不安定な状況がここ数年続いているという実態でございます。地方六団体のほうでは、ある程度景気に左右されないいわゆる地方共有税、消費税を原資とするような安定的な財源の税を地方交付税のかわり

に要望しているところがございますけれども、なかなかそのような状況には至っていないということでございます。

そこで、砂川市の歳入確保の取り組みでございます。例えば法定外目的税というお話もございました。これにつきましては、都道府県では環境税等で賦課している例はございますけれども、なかなか政令都市以下市町村では非常に苦慮しているという実態でございます。それで、砂川市で今行っていますのは市の持っている遊休地、これらについて全庁一丸となって売却を進めてございます。単価につきましてもある程度多少下げてでも何とか歳入確保をしたいということで、毎年何千万かの歳入をここ数年確保しているという状況でございます。

お話の中で使用料の話だとか固定資産税の見直しの話もございましたけれども、先般の20年度の行政改革推進委員会の中で使用料の見直し、いわゆる施設使用料の見直しと固定資産税の見直しについては据え置いたという経過がございますけれども、これらにつきましてももともと使用料につきましては平成12年の行政改革の中で一応この今のようなシステムをつくり上げた。内容につきましては、施設使用料につきましては直接経費、いわゆる光熱水費の分だけ使用料をいただきましようということなのですが、この使用料と直接経費の関係でいいますとどこかで分岐点が出てくると。いわゆる使用料を上げると利用者が減る、利用者が減るからさらに上げるということになるとますます収入が減るということで、それらの分岐点を勘案した中でこれ以上上げてしまうとかえって利用者が減ってしまうと。だから、行政のする役割というのは、その中で単純に利用料を上げるのではなくて、今体育館についてはこれについては利活用、いわゆる利用者をふやしましょうと、そうすることによって歳入の確保を図れるだろうという方向のほうで見送ったという経過がございます。

固定資産税につきましても、税というのは市の基幹をなす歳入でございまして、使用料のようないわゆる受益者負担という考えに成り立たないというのと同じく、大変財政が厳しいのですが、19、20、21年度の状態を見ますとある程度地方交付税額は確保されてきていると。先送りしている分野ありますけれども、確保されてきている分野、面があるということと、その固定資産税は景気の悪い中で固定資産税を上げると市内いわゆる企業等に与える影響が非常に大きいというのもございまして、市長の判断において今年度の21年度に向けての評価替えでの固定資産税の見直しについては見送ったという経過がございます。

いずれにしても、厳しい財政運営はここ数年後にも続いてくるだろうという見通しを持ってございますので、法定外目的税の検討も必要ですけれども、そのほか全庁一丸となってあらゆる、土地の売り払いもありますけれども、歳入確保に努めて、何とか砂川市が生き残っていくという方策を見出していきたいと、このように考えております。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。



○武田圭介議員　すぐ終わります。今ほどご答弁があつて、非常に苦しい状況だということで、行政の皆さんも一生懸命頑張っておられるのだなということとはよくわかりましたけれども、やはりその原資となる税金がなければいろんな事業等もできませんし、私は別に、私も別に増税を望んでいるわけではありませんけれども、自治体が立ち行かなくなってしまうからどうするのだ、どんと税金上げるのだというような話になってれば、またそれはそれで市民にとってかえって大きな負担を強いることにもなりかねないですし、先ほど3年間据え置くといった答申もありましたけれども、この辺もいろいろと、こんなに世界景気悪化するなんてだれも予測していなかったのです。ですから、急激に環境が変わるといふようなことがあれば、先ほどの答申の結果にはこだわりませんけれども、常にやはり独自の財源確保ということについては、先進、税収をきちんと確保しているところの先進地の事例を研究するですとか、いろんな形での取り組みというものにぜひ果敢にチャレンジして欲しいなと思いますし、また細かい点についてお伺いしたいこともあるのですけれども、その辺につきましてはこの後に予定されている第2予算審査特別委員会のほうでもお伺いする機会がありますので、その点を踏まえての私の質疑はこれで終わります。

○議長　北谷文夫君　10分間休憩いたします。

休憩　午後　1時57分

再開　午後　2時07分

○議長　北谷文夫君　休憩中の会議を開きます。

総括質疑を続けます。

小黒弘議員。

○小黒　弘議員　（登壇）　平成21年度の一般会計予算について総括質疑を行います。

まず、1点目は、定住自立圏構想と広域行政圏とのかかわりについてお伺いいたします。砂川市は、これまで4市2町の合併協議会、2市3町の地域づくり懇談会で市町村合併の話し合いに臨みましたが、いずれも合意に至りませんでした。市長は、市政執行方針でも触れられていましたが、今後は地域の連携、事務の共同化などについて検討を進めるとしております。そのようなとき総務省は、昨年12月の26日に広域行政圏施策に関する通知を出しました。その内容は、これまで都市及び周辺農村、漁村地域を一体とした地域の振興整備を進める広域市町村圏施策を行ってきましたが、社会経済情勢の変化や市町村合併の進展等の中で広域行政圏施策は当初の役割を終えたものと考え、広域行政圏計画策定要綱についてことし3月31日をもって廃止し、定住自立圏構想推進要綱について通知をするとあります。市長は、市政執行方針において定住自立圏構想について調査研究を進めるとしておりますが、定住自立圏構想と広域行政圏についてを伺いをいたします。

第2点目は、第6期総合計画の策定についてであります。平成23年から始まる砂川市のまちづくりの根幹をなす第6期総合計画策定についていよいよ予算もつき、本格的な策

定作業に入ってまいります。市長は今後の砂川市の10年間の姿をどのように考えているのか、計画策定についての基本的な考え方をお伺いいたします。

3点目は、中心市街地の活性化についてであります。市長は、市政執行方針において商業の振興と振興策として中心市街地活性化協議会へ67万5,000円の支援を通して商店街の活性化を目指すと言説されましたが、このことが中心市街地活性化にどのように寄与するのかをお伺いいたします。

4点目は、オアシスパーク管理費について、オアシスパークの有効活用についてをお伺いいたします。土木費にオアシスパークの管理に要する経費が計上されています。このオアシスパークは、市外のお客さんにとって非常に評判のよい場所です。以前はトライアスロン、歩くスキー大会、冬のフェスティバルなどなど大いに活用されてきました。しかし、最近では管理棟を除きゴーカートも廃止になるなど不活発になってきたように思います。今後のオアシスパークの有効活用についてどのような考えを持っているのかをお伺いいたします。

最後に、5点目です。新規就農制度の充実についてお伺いをいたします。農林費に新規就農者支援事業補助金が計上されています。今後は農業に従事される方々の高齢化が進み、砂川市の農業を守るためにも新規就農制度の充実は大切だと考えます。まず、新規就農制度を今後の砂川の農業の重要な施策として行っていくのかどうかをお伺いいたします。

次に、総務部で行っている移住定住事業との連動は今のところ行われていないようですが、今後例えば移住フェアなどに新規就農のパンフレットを置いたり、コーナーを設けるなど、共同した展開は考えていないのかをお伺いいたします。

以上です。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） それでは、私のほうから定住自立圏構想と広域行政圏についてと、さらに第6期総合計画での今後10年間の姿についてどのように考えているのかについてご答弁を申し上げます。

定住自立圏構想は、人口減少、少子高齢化、大都市圏への人口偏在が進む中、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成するため、中心的な都市と周辺の市町村が連携し、医療、福祉、商業など暮らしに必要な機能をしっかり確保して、人口の定住と地域の自立を進めようとするものであり、総務省は具体的な仕組みづくりの検討に取り組むため定住自立圏の形成に先行して取り組む市町村の募集を行い、昨年12月26日に基本的な考え方をまとめた定住自立圏構想推進要綱を示しました。定住自立圏の形成の目的は、中心市と周辺市町村がみずからの意思で1対1の協定を締結し、集約とネットワークの考え方にに基づき、中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、周辺市町村において農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全等を図るなどお互いに連携協力することにより、圏域全体の活性化を図ることです。中心市の要件は、

人口が5万人以上で、少なくとも4万人以上、昼夜人口比率が1以上の市であります。なお、特例としてそれぞれ昼夜間人口比率要件などを満たす隣接する2つの市の人口の合計が4万人を超えるときは2つの市を合わせて1つの中心市とみなすことができるとされております。中心市になるには、地域全体のマネジメント等において中心的な役割を担う意思を明らかにするため中心市宣言書を作成し、公表することとされております。また、中心市宣言した中心市は、周辺市町村と人口定住を図るために必要な生活機能を確保するため、さまざまな分野において具体的に連携を図っていくことを定住自立圏形成協定として関係市町村の議会の議決を経て定めることとされております。さらに、中心市は定住自立圏形成協定の締結により形成された定住自立圏全体を対象として将来像や具体的取り組みを記載した定住自立圏共生ビジョンを策定し、公表することとされております。要綱の施行日は、平成21年4月1日ですが、先行実施団体及びその周辺市町村については平成21年1月1日から取り組みを行うことができるとされております。

一方、広域行政圏につきましては、広域行政圏施策が近年の市町村合併の進展に伴い、広域行政圏の市町村数が減少している圏域が多く見られ、主な目的とされる行政機能分担の役割が終えつつあるとの指摘があり、また新たに定住自立圏構想の検討が進められていることから、総務省において広域行政圏施策について存廃を含め抜本的な見直しが検討されておりました。昨年12月、総務省からの従来の広域行政圏に係る今後の取り扱いにより、広域行政圏施策として市町、広域市町村圏が発足してから40年が経過し、社会経済構造の変化、市町村合併の進展などにより広域行政圏を取り巻く状況は圏域ごとに異なる様相を呈してきたため、都道府県知事が圏域を設定し、行政機能の分担などを推進してきた広域行政圏施策は当初の役割は終えたと考え、総務省事務次官通知により定住自立圏構想推進要綱にあわせて広域行政圏計画策定要綱などについては平成21年3月31日をもって廃止するとしたことが示され、今後の広域連携につきましては地域の実情に応じて広域行政機構、事務の共同処理などの取り扱いについては関係市町村の自主的な協議により判断することが適当であるとされたところであります。このため中空知広域市町村圏組合におきましても組合の今後のあり方について理事会において協議が行われ、今後企画担当課長による企画調整会議で現状と課題整理、今後の広域連携などの検討を進め、10月をめどに理事会に報告することとしたところであります。

失礼しました。第6期総合計画です。第6期総合計画の策定で10年間の姿をどのように考えているのかについてご答弁を申し上げます。これまでの総合計画につきましては、比較的順調な経済状況のもと、まちづくりを進めることができていましたが、近年における社会情勢は急激な少子高齢化に伴い人口減少社会に入っている中、国では三位一体改革以降、地方交付税の大幅な見直しを進めており、さらには市町村合併の推進や道州制導入の議論など、本市を含めた地方行財政を取り巻く環境は著しく変化してまいりました。このように社会情勢が大きく変化する中で、これから策定する新しい総合計画は時代の変化

やささまざまな課題など現実を直視した上で計画を策定する必要があり、適切な取り組みの方向を示すものでなければならないと考えているところであります。これから策定する第6期総合計画におきましては、これらの考えに基づき、策定の過程はもとより策定後も将来にわたって市民と行政が共有し合うまちづくりの指針となることが大切でありますことから、次の4つに重点を置いて計画づくりを進めてまいりたいと考えているところであります。

まず、1点目は、市民と協働による計画づくりであります。これは、市民と行政が一体となって情報を共有し合い、意見交換を行いながら計画づくりに取り組むものであります。次に、2点目は、わかりやすい計画づくりであります。市民の皆さんにも繰り返し読まれ、活用される計画書にするため、将来の砂川がどのようなことを目指しているのかを明らかにしたわかりやすい計画づくりに取り組むものであります。次に、3点目は、成果指標をあらわした計画づくりであります。本市におきましては、平成13年より行政評価に取り組んでまいりましたことから、新しい総合計画では各施策にまちづくりの物差しとなる成果指標を設定し、計画に掲げたまちの姿にどのくらい近づいたか、また各事業の取り組みがどのように貢献したかをはかることができる計画づくりに取り組むものであります。最後に、4点目は、社会経済状況を考えた計画づくりであります。さきに述べましたように人口減少や税収入の減少など、地方自治体を取り巻く環境が変化するなどの厳しい時代背景を踏まえながら、改築が進む市立病院を中心として保健、福祉を初めとする商業や交流などといった各分野に広がるまちづくりの可能性につきましても主眼を置いて考える必要があると考えておりますし、またまちの特徴であります恵まれた豊かで美しい自然環境を守り、そして生かすとともに、市民が現在の砂川に対して抱いているイメージや新しいまちづくりに対する意向や期待を把握しながら、次の世代を展望した新しい時代のまちの姿の策定に向けて考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） それでは、ご質問いただきました中心市街地活性化協議会が行う中心市街地活性化事業に関することについてご答弁申し上げます。

本年度から実施されます中心市街地活性化事業は、平成19年に内閣府から認定されました中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地にできるだけ多くの人が回遊するにぎわいの創出と便利で快適なまちなか居住の促進による効果を最大限活用して、本計画の最終目標である商店街活性化へつなげていくものであります。中心市街地活性化基本計画は、商店街の活性化の目標達成のために集客施設となる公共施設建設などのハード関連事業にソフト関連事業を仕掛けて商店街への購買行動に連動させるもので、そのために新規事業や継続事業などを順次計画して実施するものでございます。中心市街地活性化基本計画に記載されたソフト関連事業を円滑に実施するために、砂川商工会議所を中心に組織された中心市街地活性化協議会に対し各事業費の一部を助成することとなります。各事業内

容の企画、運営、進捗状況、効果測定を中心市街地活性化協議会で検証することにより、協議会の位置づけと責任を明確化し、当協議会の構成団体において課題と問題点を共有しながら、中心市街地活性化基本計画に基づき商工業振興策として最終目標である商店街の活性化を達成することとなります。総合的に商店街活性化を行うためには、中心市街地活性化協議会を中心にそれぞれの分野でイベントや行事などを行いながら、経済波及効果を得られるように各種ソフト事業を展開する計画としております。本年度の事業費は、それぞれみずからの資金で自主独立による事業とすることで関係団体と話し合っており、協議しておりますが、常に商業活性化を意識した事業展開を図ることで最終目標の商店街活性化を目指すものでございます。

次に、新規就農者と移住定住に関することですが、新規就農者につきましては当市では既に7名の方が新規就農され、中空知管内でも一番多くの新規就農者を受け入れている実績がございます。新規就農者の受け入れ業務を担当する部署といたしましては、新たな第1次産業の担い手となる農業経営者として当市の農村地域で農業経営を開始することを目的としております。農業経営とは、収穫した農産物を出荷し、市場から商品として生産者価格が付加され、農産物の販売収入により安定した農業収入による生活設計となることが求められているからであります。家庭菜園的な生産量や趣味的な栽培技術では厳しい農業経営を新たな職業とされるのは大変難しいと判断しております。離農した後の耕作放棄地を解消し、新たに農産物を生産する新規就農者は、農村地帯に企業を誘致したようなものと考えております。農業後継者がなく、離農により農地が耕作放棄されますと、製造業の工場が閉鎖されたことと同じ意味を持つわけで、農地は工場と同じ意味を持つと位置づけております。新規就農者の方が北海道の定めた研修期間の通常2年間の研修を終了し、実際に農業経営を始めるには、農産物を生産する工場となる農地を取得しなければなりません。企業誘致と考えれば工場である農地の貸し借りにおける賃料に相当する額の軽減を行う補助事業を実施し、市内外から農業経営に意欲のある方を新規就農者として受け入れ体制を整えているところでございます。もちろん第1次産業である農業経営者として市外から移住定住されますと人口増加対策にもなりますが、基本的には農業経営者としての栽培や経営に関する営農技術を身につけていただかないとすぐに農業経営が破綻し、離農により市外へまた転出することにもなります。そのため農業担当部署といたしましては、前段で農業に関する基礎知識を取得するために営農研修を行っていただき、実習によって栽培された農産物が市場で評価される農産物により収入が確保され、安定した農業経営者として当市に長く住んでいただかなければなりません。さらに、新たに農業経営を実施するに当たり、農地の取得資金を初め農業機械や生産資材の購入に対する資本金も必要になってきます。希望に燃え、新規就農を目指す方々に対しては、現実の農業経営に関する内容を説明しながら対応しております。今話題の団塊世代の方が北海道の景観のよい農村風景にあこがれて、ただ単に移住され、定住することとは分けて考えていかなければな

らないと考えております。その理由としましては、団塊世代の方の移住定住は、経済的な面から年金等により収入が確保され、日常生活費が保障されているため、特に農産物を出荷して農業所得を得る必要がありません。次に、農業経営は収入を得るような農産物を栽培し、市場に出荷して商品として販売されるように経営に対する資本金を投入しなければなりません。一番大事なことは、市場が評価する農産物を生産する栽培技術を取得する必要があります。北海道が作成された新規就農のパンフレットなどがありますが、あこがれた雄大な北海道農業と現実の厳しい内容から再度連絡をいただける方は少なくなります。途中で農業経営が破綻しては困りますので、十分納得された方を対象に説明をしております。ご質問ありました総務部で行っている移住定住事業との連動であります。仮に移住フェアなどにコーナーを設けても、ただ単に移住定住のコーナーではなく、農業経営の厳しい状況をご理解された上でのごこととなります。農業振興費における予算、新規就農者支援事業補助金と総務管理費で計上されております移住定住に要する経費とは目的が違いますので、新規就農者と移住定住は同列に議論できないことをご理解いただきたいと存じます。

次に、高齢化に伴う砂川の農業を守る手法には、営農集団や農業生産法人に共同作業を委託する方法や農地の賃貸借を行う手法がありますが、新規就農者の方を砂川の農業の新しい担い手とする手法も大切だと認識しております。前段でご答弁申し上げたように十分農業経営の厳しい内容をご理解の上、受け入れを進めてまいりたいと考えております。

○議長 北谷文夫君 建設部長。

○建設部長 西野孝行君（登壇） オアシスパークの有効活用についてご答弁申し上げます。

オアシスパークは、石狩川水系の治水対策として整備されることとなった遊水地の平常時の多目的利用を図るため、昭和62年3月、砂川オアシスパーク協会を設立し、遊水地内の砂利採取事業の収益を財源として、パークゴルフ場、管理棟、ローラースケート広場などを整備したところであり、オアシスパーク協会の解散後は砂川市が公園事業として芝生広場、多目的広場、イベント広場などを整備し、平成16年度に完了しております。

オアシスパークの主な利活用の状況は、ヨット、カヌーやジェットスポーツのほか、ワカサギ釣りや白鳥、水辺の野鳥観察、NPO法人オアシスや砂川水辺協議会などによる子供たちの環境学習、自然体験学習などの事業展開、ウォーキングや散策、さらにはラブ・リバー砂川まつり、よさこいにつぼんThe祭、夏の花火大会等々のイベントも数多く開催されており、市民の憩いの場として幅広く活用されているところでございます。また、さらなる利活用の促進に向けて、財団法人石狩川振興財団によるワークショップが遊水地を活用した福祉の川づくりをテーマとして滝川河川事務所、市役所関係部署、砂川遊水地水面利用協議会等々市民団体により開催されているところであります。ワークショップでは遊水地の現地視察等を実施し、さらなる利活用促進に向けての問題点や新規活動メニュー

一などの意見交換を行っており、今後利活用促進に向けた具体的な整備計画を作成する予定になっておりますが、いましばらく時間が必要となっております。今後ともオアシスパークが市民に親しまれ、多くの人々に有効活用されるように関係機関や関係団体などと連携を図り、調査検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 2回目になるのですけれども、大きな問題を5つほど挙げているので、一つ一つ2回目の質疑を行っていきたいと思っているのですけれども、まずは定住促進ではなくて定住自立圏構想の関係なのですけれども、今総務部長おっしゃったようにこれまでは広域圏行政という、行政ということで、砂川は中空知市町村圏組合、まさにこれが今までの広域圏だったと思うのですけれども、これを総務省はなくして、今後は先ほど説明があった定住自立圏構想という形に持っていこうと。私も組合の議員なものですから、たまたまあのときは市長がいらっしゃっていませんでした。そこでもそのお話が出ていました。理事長である田村滝川市長は、今後はこの中空知の広域市町村圏を現実的にどうしていくのかということも含めてこれから検討していかなければならないというような発言もされておりました。実は、これが、このことが砂川市にとって今後有利に進むのかどうかということが私は注目したいところなのです。つまりこの定住自立圏構想というのが砂川市にとってはよく動くのかどうなのかということなのですけれども、私は今はこの市町村合併も砂川市はほとんどどこもどうしようもなくなってしまった状況になったときに、この定住自立圏構想というのは今度は総務省が力を入れてこよう、これはもうある程度合併もいいところに来たから、これからは広域的な行政をやるにはもうここだろうというようなことが主なことなのだろうというふうに思うのです。

前から言っているのですけれども、市立病院もちょっと経営状況が厳しくなってきたので、これからはぜひとも関係市町の協力をいただいてという話を今議会を通じてもしてきていますけれども、まさに砂川市が中心市になれば、センター病院を核としたものとしてこの定住自立圏構想の中心市になれるとすれば交付税の算入もあつたりとか、周りの市町からも助成金というのですか、負担金というのですか、そういうのもとれてくるようにはなると思うのです。ただ、先ほどの総務部長のお話でいくと、中心市になるためには5万人、少なくとも4万人の人口要件、あとは昼間人口、昼間の人口が1とかいろいろな要件あるようですけれども、少なくとも今ある人口要件、5万人、少なくとも4万人というのには我が砂川市は残念ながら該当はしないわけで、さてでは砂川市にとってはこの構想、要綱が今後有利に働いていくのかというと、この中空知では滝川市しか有利に働かないのではないかと私は思っているのです。砂川市は、少し滝川よりも早く病院は立ち上がりますが、滝川市も新しい病院の建設を今しておられて、医療も行政も中心だよと言われてしまえばそれまで、人口2万人の砂川市はただ滝川についていかなければならないのか

というような心配にもつながるわけです。

もともとはこの中空知の広域市町村圏がきっと土台になって、そして次の定住自立圏という形が普通でいけばスムーズなのだろうと思うのです。だけれども、では砂川市はそれでいいのかということが今言ってきたことなのですからけれども、今実は砂川市はというか、この中空知広域市町村圏組合というのは大きな人質をとられていまして、それはどういう人質かというみんながお金を出し合った10億円の基金のうち6億円は今現金にできないユーロ債になってしまっているのです。本当だったら定住圏構想が余りにも滝川に有利なことになるのならば、この中空知広域圏組合を解散しようということが言えると思うのですけれども、6億円の人質は大きいですね。これは、なかなか、30年たてば元利償還はできるという形にはなっているのですけれども、今のまんまでいけばその60%が戻ってこないということになると、うちはたしか基金としては8,000万積んでいると思うので、四千何百万は戻ってこないことにもなりかねないので、この組合から一気に解散という言葉は出せない。となると、ずるずると中空知広域圏組合が結局は定住自立圏構想に結びついていくのではないか。滝川は黙ってじっと待っていればいいのです、人口が4万人以上ですから。そうしている間にいつの間にか滝川に実は負担金を払っていかなければならないような状況になりはしないかと心配をしているわけです。この辺のところは、市長はどういうふうにこれをお考えなのかなというふうに思っています、やっぱり我が砂川市立病院もこれを何とか守り切るためにはどうしてもセンター病院、中核病院、だから不採算部門もとっても大変なので、皆さんもどうぞよろしくということをやっているかなければならないはずだと私は思っているのです。そこで、1つだけは、先ほど総務部長がおっしゃった中で2つが一緒になってやることもできるというお話がありました。これ今お話しになるということは、何か総務部長の心の中には意味があるのかなとちょっと勘ぐりをしましたけれども、いずれにしても今現在は5市5町の中空知広域圏組合で、これが先ほどから言っている定住自立圏構想に流れていく可能性は十分あるだろうというふうなことも考えた上で、砂川市はこの定住自立圏構想に市長はあのときに、あのときって市政執行方針のときにこれから調査研究していくというふうにおっしゃられているので、どんなふうな戦略をお持ちになっているのかというふうなことをお伺いをしたいと思います。

2点目の第6期総合計画の関係なのですからけれども、私も質疑の中で計画策定についての基本的な考え方というふうに伺っているので、計画をつくる上での4点を中心に総務部長がお話しになられましたけれども、私は考えるところは、ぜひ市長にお伺いしたかったのはこれからはとんでもない時代に入ってくるのだろうと思うのです。市長は、私の一般質問だったか、平成20年度の総括だったか忘れましたがけれども、これからは平成22年あるいは23年からはとても大変なことになると、国のほうの交付税も減らされるだろうし、国が借金しながら今ばら、ばらまいているって、いろいろな施策を打っているの、その返しは必ずあるだろうというふうなお話もありました。まさに私も心配するところはそこ



のところでありまして、私は最後に総務部長がおっしゃった一番お伺いしたいところは今後の社会経済の状況を反映した計画づくりが必要だろうという、この1点なのです。私は、今後の砂川にとってはまず3つのキーワードがあると思うのですけれども、まず大幅な人口減少です。その次は、超がついてもいいのですけれども、超少子高齢の社会が訪れるということです。それから、3点目は、先ほどからも議論がありました財政の縮小です。この3つが三つどもえになって砂川市に襲ってくるのだらうと思います。それをどうしていくか、どういうまちづくりをつくっていくかというのをまさに決めるのが23年から始まる、いや、もうことしから市民を入れて話し合いが行われる第6期総合計画なのだらうというふうに思います。まさに砂川の命運をかけるこの総合計画をこれから策定していこうということになるのだらうというふうに思っているのです。

人口減少が一体何を引き起こすのかということ、先ほどの介護保険でも私言いましたけれども、もうこの第6期総合計画が始まるころ、いや、終わるころ、いや、その中間ですよ、まさに65歳以上の方々が私も含めて人口の40%以上になっていく。子供たちの数は本当に減っていく。今ですら町内会なんかは、もう一生懸命なお年寄りたちが支えてくれているようなものです。果たしてこれ以上人口減少と高齢化が進んでいくとすると、果たしてまちの基本になっているこういう町内会組織だとか自治会組織だとかいろいろなものが崩壊してしまわないのかと実は思っています。最近に限界集落というはやり言葉みたいな言葉がありまして、余り好きではないのですけれども、ただ最近はそれにもう一つ加わって、準限界集落という言葉が出てきているのです。これは何かということ、55歳以上の年齢が50%以上になったところは、もうこれからは共同体の機能を維持していけるかどうかということを考えていかなければならない。後継ぎの確保が難しくなって、限界集落の予備軍なのだという考え方が出てきています。これに当てはめていくと、ちょうど、これは国立社会保障の人口問題研究所という国の機関と言ってもいいと思うのですけれども、その人口推計によりますとちょうど第6期総合計画が最終年を迎える平成32年、2020年にはまさに砂川市も55歳以上が8,670人になって、人口比の52%となってくるということが、これは推計ですけれども、わかるのです。つまりまち全体が準限界集落になってしまうというもう恐るべき数字が出されているわけです。これをどういうふうに考えていかなければいけないのかということは、この第6期総合計画に与えられた大きな大きな命題なのだらうというふうに思います。人口の減少をしていくということは、もう既に下水道の計画人口からしても今までは2万8,000と物すごい大きな人口だったのがついこの前だったと思いますけれども、それを見直して1万七千数百人という、ここはもちろん市長も含めて今後の人口の減少というのは当然織り込み済みでいらっしやると思っています。ただ、この影響というのは、先ほど言った町内会組織ばかりではないと思うのです。先ほどから言っている農業のほうも本当に高齢者の高齢化率が高まっています。そして、これからまた質問の中で触れていきますけれども、商店街もま

さに高齢化になっています。跡取りに後継ぎが本当にいない状況というのを今現実にあるわけです。まち全体が小さく小さくしぼんでいかなければならない状況がこれから生まれてくると思います。

では、そんなときにサービスをどれだけ削っていくのかという議論ばかりでは本当に夢も希望もないというふうに私は思っているのですけれども、人口減少がもたらしていく中で、そして財政を縮小していかなければならないという中で、これからはどうしていくのかということをもも考えるのですけれども、もちろんこれまであった市民サービスを縮小していかなければならないのはこれはもちろんのことです。もう一つは、だからといって時代のニーズに伴って新しいサービスを求める声も大きくなっていくのは間違いないと思うのです。行政サービスを減らしながらも新しいニーズにこたえていかなければならない。だけれども、財源は乏しくなる、人口は減っていく。このえらい大変なパズルをやっぱり住民も含めて、市民も含めて一人一人が解いていかなければならないことなのだろうと思っているのです。私は一番そこでこれから大事だと思うのは、やっぱり住民と、市民と行政との支え合いだったり、市長がずっと前からおっしゃっていますけれども、やっぱり協働なのだろうというふうに思うのです。この協働がいかに市民がこの砂川市のやることに対して参加を積極的にしていってもらって、できれば市民が市民サービスをしていただける、そんなようなことを意識をして今から始めていかなければならないと思うのです。先ほどの介護保険のときも結局支える世代が少なくなって、サービスを受ける世代がふえていくときに本当に介護保険や国保だけでやっていけるのかという問題が必ず出てくると思うわけです。そのときにまだ元気なお年寄り、もう少し子育てが終わった奥様方が地域のために、町内のために少しずつ力を出してもらえたら、少し行政の肩が、肩の重みがなくなるのではないかなというふうに思うのです。そのためには本当に日々市民の方々のご意見や、あるいはアイデアをどんどん寄せてもらえる機会をつくっていかなければならないというふうに私本当に思うのです。これからの最高のキーワードは、やっぱり官と民との協働、あるいは市民の行政への参加、ここしかないのではないかなというふうに思っています。そんな意味からも具体的に質問をいたしますけれども、まず市長が言う市民との協働ということに関してぜひ市長にお答えをいただきたいと思います。

それから、実はこの第6期総合計画は平成23年から始まるという計画です。このときは統一地方選挙があるのです。市長も私も選挙になるのです。この改選期の4月に、いや、平成23年の4月に選挙です。第6期総合計画は、ことしから市民参加で始まって、この前の予定では22年、来年に議会に特別委員会ができて、総務部長のお話だとたしか来年の12月議会では何とかお答えをいただきたいというようなお話がありました。結果的に実施設計をやっていくのは23年になるのでしょうか。砂川の場合は、基本計画も大体議会で議論されていきますので、その第6期の方向性というのはほぼ決まってしまうのだろうと思うのです。ところが、そのときに市長も私も、いや、議会も選挙で、その次にここに

いるのか、市長もそこにいらっしゃるのかわからない状況なのです。先ほどから言う第6期はとても今までと違う、これは総務部長もおっしゃっていました。全然今までと違う基本計画になるだろう、総合計画になるだろうというこのときにまさに改選期を迎えるというこの現実をどういうふうと考えていらっしゃって、どういう計画づくりをされようとしているのか、2回目ではここをお伺いをしたいと思います。

続いて、中心市街地の活性化についてなのですが、実は私きのうこの質問をするので、まちを歩いてきました。それで、何で歩いたかということ、この中心市街地活性化ということは今まで何回も基本計画、何回は大げさですね、少なくとも2回は中心市街地の活性化基本計画というのができています。あるときは駅東部を開発するときまちづくり活性化協議会というものもつくったりとかしてきました。今回は、病院改築でまたこれがつくられました。この中心市街地の活性化基本計画というのは、前回につくったときは要するに歩いて暮らせるまちづくりというのがメインのテーマだったのです。それで、駅東部に公営住宅をつくって、歩いて中心街に来られるようにJRのレールの上に自由通路をつくって、駅前に来てもらって、そして市立病院までというような、またあるいは農協のアイアイに行くとか、そういう計画の中で中心市街地活性化というのが図られてきたと思っています。これは、まだそのままま生きているのだろうとは思っています、そう簡単に基本計画が変わっては困るわけですから。ところが、きのう歩いてみて、本当に今経済部長がおっしゃった中心市街地活性化協議会への予算が今この状況でいいのだろうかとは実は私思っています、それは私の一般質問で中心市街地活性化協議会が行う事業をある程度お話をいただいたのです。今はお話をいただいていますけれども、例えば匠のものづくり事業、すながわスイートロード事業10万円とおっしゃっていました。ジャリン子七夕、ハロウーンパレード、ショッピングウオーキング、市内見学の案内役としての観光客誘致事業、空き店舗を利活用したコミュニティスペース事業、先ほど言いましたけれども、合計で67万5,000円です。これでとてもではないけれども、私は商業の振興策と言えるのだろうかと思うのです。しかも、この中心市街地活性化協議会には副市長も副会長としていらっしゃるのです。商工会議所の会頭、会長にして、振興公社の社長として副市長もいらっしゃる。それほど大きな組織に本当に67万で商業の振興策というふうになるのだろうかとは私は思っています。しかも、先ほど言ったジャリン子七夕、ハロウーンパレード、ショッピングウオーキング、いや、ショッピングウオーキングですか、それぞれやる団体が、当然やって当たり前の団体がいらっしゃると思うのです、例えば商店街連合会だったりとか観光協会だったりとか。中心市街地活性化協議会というのは、私はもっとこの中心市街地をどうしていったら本当ににぎわいが生まれるのだろうか、あるいは駅東部とこれから行われる市立病院とどう結びついていくのか、つけていくのかという大きな視点で考えるべき協議会なのではないかと思うのです。市長、だって総理大臣に認定されたまさにこの道内では初めて、2万人ぐらいのまちではほかには例を見ない中心市街地活性化

基本計画ですよ。それが67万、金額の多寡で物を言うことは控えたいとは思いますが、もっともっと考えなければならない、まさにここで話し合ってもらわなければならないことが僕は山ほどあるというふうに思うのですけれども、いかがなのでしょう。先ほども言いましたけれども、商店は後継者が本当に不足しています。何軒あるのでしょうか、後継者がいらっしゃるという方々が、今の商店の方の中で。そして、先ほども言ったようにこれからは高齢化がどんどん進みます。車に乗りたくても乗れない方々がふえてきます。だったら買い物バスぐらい出して、中心市街地に人集めなかったらどうするのですかとか、それから駅をおりて市立病院まで歩く途中にこのクランクどうするだろうとか、一番目立つところに残念ながら火事で焼けてしまって今はネオンがついていない大きな大きなお店があります。そして、その周辺に余り利用されていない駐車場がたくさんあります。そして、きのうはたまたま日曜日と15日が重なったのだらうと思いますけれども、ほとんどのお店はシャッターをおろしていました。会う人にも本当に会えませんでした。こういう今の現状の中で、第6期総合計画を控えている中で、商業振興を図ろうとしている中で今回のことしのこの事業で本当にいいのでしょうか。私はそう思いません。ぜひこの辺のところのご所見をお伺いをしたいと思います。

議長、続けてよろしいでしょうか。もうちょっとありますけれども。休憩しますか。

○議長 北谷文夫君 10分間休憩します。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時10分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

総括質疑を続けます。

小黒弘議員の2回目の総括質疑を続けます。

○小黒 弘議員 ちょっと時間を気にするようになってきましたけれども、まだ52分かたっていないですね。

〔何事か呼ぶ者あり〕

十分いいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

はい。4点目のオアシスパークの関係なのですけれども、有効活用ということでお話をさせていただいたし、ご答弁もいただいたのですけれども、大体私も大分見てきているものばかりで、ただ1つだけ福祉の川づくりという新しいお話が出てきて、これはもしかすると市立病院、市長は大きくなずいていらっしゃいますけれども、そういうことなのですか。どこまで話がされるのか、できるのかわかりませんが、これはとても新しい言葉で、もし市立病院との川との関係ということであるならばとってもいいことだなというふうには思いますし、今ワークショップが行われて、しばらく時間がこれからも必要だということだったので、そんなお話も伺ったので、もう少しそこら辺詳しく

くお話しできればお話しをいただきたいなというふうに思います。

今回私は、少しご提案を申し上げようかなというふうに思っているのですが、以前はオアシスパークも水面利用についていろいろな動きがありました。ところが、ある不幸な事件以降浮き桟橋も取り除かれてしまって、今も何か物置、大きな物置あそこに建っています。あそこの中には入っているようなのですが、本当にオアシスパークは人気のある場所です。特に市外から来た人たちはあの壮大な、また西側に、ピンネのところに落ちていく夕日はすごくよくて、あれを見た人はたちまちここはいいところだねと言ってくれるのです。できればもう少し、先ほどの部長のお話は年に1回か2回かのイベントの話ばかりだったものですから、もう少し日常的にもにぎわいが出たらどうなのだろうかというふうにずっと思っていて、もうそろそろ浮き桟橋をもう一度あそこに浮かべて、ヨットとかカヌーとかを乗りやすいような状況というのはできないのかなというふうには思うのです。今まで北光園のほうでやっていますし、ここだけは何か利用者がふえているのは確かなのですが、ただ北光園何か水草がいっぱい夏になると生えてきて、乗れる場所も少ないような感じがあるのです。そんなような意味からすると、あのすばらしいオアシスパークで何かもう一回そういうことはできないのかなというふうにも感じています。

それから、これ砂川の民間の方のすばらしいアイデアだなと思っていることが1つあるのですが、あそこの眺めのいい場所、特にゴーカートをやめてしまっているのですが、あのゴーカートから見る景色はすごくいいのです。あそこにコテージを建てて、宿泊できるようにできないものだろうかという話があるのです。それで、業者さんだったら普通に建てるよりは安く建てられるでしょうし、近隣でもコテージというのをつくっているところが赤平、新十津川、滝川、いろいろあるのですが、普通は大抵コテージで8人定員とか6人定員でやっているところがあって、1晩貸して1万5,000円とか1万2,000円とか、人数割り算すれば結構1人2,000円ぐらいで泊まれるような施設がほかにはあるのですが、まさにあそこにそういう建物が四、五棟でも建ったら相当利用されるのではないかなと思うのです。よそのまちと違って、うちのまちは年間通して利用できるような気がします。というのは、夏は夏で景色もいいし、いい場所だし、冬はワカサギ釣り、最近旭川とか札幌からとかも来る人が多くて、宿泊つきであそこでワカサギ釣りしてもすごくやっぱり受けると思いますし、もちろん夏休み、冬休みは家族連れで来てもらえればいいし、最近はやそのまちを見るとこのコテージを大学とか高校、あるいはスポーツ合宿に使う人たちも多いのです。もう一つは、これ以前に聞いた話なのですが、病院にいろいろお客さんが、結構うちの病院大した病院ですから、よそからもいろいろお客さんが来るらしいのですが、接待する場所がないとかというお話があって、そうなるそこで宿泊をしてもらいつつしっかりと会議をもらうなんていうのもアイデアとしてはいいのかなというふうに思うのです。これを市が建てろとい

うことではなくて、民間の業者さんに建ててもらって、管理運営も民間でもらって、あとは土地がどうなるのかなというところなのだと思うのですけれども、あそこは公園でしようから。もしそんなことがあれば、まさに民間活用のいい宿泊場所ができるのではないかなとは思っているのですけれども、土曜、日曜は年間で96日、祝日は15日で、夏休み、冬休みで50日あって、一番いいところで161日間ぐらいはうまく泊まってもらえるとすれば、民間でもペイできるのではないかなと思っているのですけれども、実際あそこにそういう建物を建てるということ自体が可能なのか、不可能なのかもわからないので私今アイデア言ってしまうものですから、そういうことがどうなのかということをお聞かせいただければと思います。

それから、もう一点だけですが、あそこは歩くと結構距離あるのですけれども、あそこ1周してみたいという人も結構いるのです。それで、前から言っているのですけれども、あそこに自転車を、無料で貸し出しできる自転車を置けないのかなと思ってまして、市内でもいろんなところに投げ捨ててある自転車たくさんあって、それを持ってこいというわけではないのですけれども、当然それは警察に行くと思うのです。警察も処分に困っているということもあって、そういう自転車なら仮になくなってもというのも1つありますし、ちょっと派手目な真っ黄色な色でも塗っておけばまさかそれ持ってどっか行ってしまふ人もいないだろうということもあって、あそこ自転車乗れたら結構いいと思います。そんなようなこともこれから考えていられないのかなと思います。特に先ほどの福祉と川というのはもう本当にいい話だなと思いつつ聞いていましたけれども、あわせてお伺いをします。

それから、新規就農の関係、最後になりますけれども、こちらのほうはとっても経済部長かたく、もちろん農業というのはそんな簡単なものではないというのは私もわかりますが、わかるのですけれども、僕はある農家の方と話したときに、それがすべていいかどうかというのは別の話としましてですが、実はおれのところに新規就農の希望者の履歴書がこんなにあるのだと、僕中身見ていませんよ。でも、すごく分厚いファイルを見せてもらったのです、砂川市内ですけれども。結局何で情報得たかというインターネットらしいのですけれども、少なくとも履歴書を送ってくるというのは物すごいことだと思うのです。そのうちに本当に経済部長言ったように農業、新規就農に結びついていく人がどれだけいるのかというのは別の話ですが、でも少なくともそういう関心があるというのはやっぱり生かさない、いやいや、ほうっておく手はないなというふうにも思うものですから、あえて新規就農と、それから先ほどの移住定住というのとうまく結びつけない、つけられないものかなというふうには思っているのですけれども、最近は新規就農のパンフレットつくっているまちも結構あります。これは、道の新規就農の何とかセンターというところのホームページを見ると、それこそパンフレットがあるまち全部出てくるのですけれども、非常に積極的に皆さん宣伝をしているのを見ると、それは農業がそんなた

やすいものではないよというのはわかりつつも、そこからまた何かが生まれてくるかもしれないし、うちの新規就農がよそより比べて多いというのはどうも多種、いろんなものをつくっていたり、よそのまちみたいに米1種類だけで大規模でというところではないので、新しい人たちも取っつきやすい農業ができるというようなことも大きな理由になっているようなのです。せつかくですから、兼業農家だって僕はちっとも悪くないと思うし、どうも団塊世代は毛嫌いされているようですけれども、団塊の世代で年金持って農業やったってちっとも構わないわけでしょう。その人たちが農業に適さないなんていうことはないと思うのです。これからのことを考えていったら、どんな小さなきっかけでもいいから、とにかく砂川市に住んでもらおう、大変厳しい状況にあるならば何とか後を継いでもらおうというのはもっと必死でなければ私はならないのではないかというふうに思っています。

それで、先ほども、1つ具体的な2つ質問に2回目になりますけれども、これからこの移住定住で今回予算がとられていますけれども、ちょっと、ちょっと住んでみようではなくて、ごめんなさい……

〔何事か呼ぶ者あり〕

ちょっと暮らし、ちょっと暮らしというので何カ月間かを住んでもらおうという事業が行われますよね。その家をこういう新規就農でちょっと調査をしたいとか、例えば研修で、新しいかどうかわからない、きれいだと思うのです。そういうちょっと暮らしのところに住んでいろいろ活動するということが可能なかどうかという点をお伺いすると、それから最近の経済、日経の中で離職者の地方移住支援というのがあって、農業や介護に就労を促すために生活費として年200万から300万、これを総務省が支援するということがあるのです。これも特に最近は雇用との関係ということでそうなのでしょうけれども、3月中に実施に向けて具体的な基準を固めて、参加する自治体を募るというニュースが私はちょっと見たのですけれども、ぜひこのようなことも利用して、ここには農業、介護、それから看護、うちにぴったりのような気がするのですけれども、この辺のところは砂川市は手を挙げるおつもりはあるのかないのかあわせてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 北谷文夫君 市長。

○市長 菊谷勝利君（登壇） 何点かのご質疑あったので、私のほうからご答弁申し上げまして、落ちている点、あるいは細かい問題点については担当の部長からお話し申し上げたいと思います。

1つありましたのは、定住圏の自立圏構想をどうお考えになっているかということ、それから第6期総合計画が選挙の年との絡みの中でどうなのだろうというお話がありました。それから、協働のまちづくりについて市長の言ってみれば基本姿勢をだ思うのでありますが、お尋ねありましたし、これと中心市街地の活性化とあわせて答弁させていただきたいと思いますし、オアシスパークの関係等も含めて何点か私のほうからご答弁をしたいと思います。

定住圏の自立圏、自立圏構想につきましては、何回か国のいわば職員のほうから講習がありまして聞いてもおるわけでありまして、先般も札幌で行われまして、私と総務部長出まして、講演を聞いてまいりました。率直に申し上げまして、大分時間のかかる問題だなというふうに思いました。それは、市町村合併と余り変わっていないというふうに私は受けてまいりました、率直に言って。それはどういうことかということ、いわば費用対効果ではないけれども、もう少しそれぞれ機能分担をしてはいかがかということになるのだろうと思いました。私は聞いてとっさにこれは例えば砂川が核となってやるもの、あれは合併と違まして5万、4万とあるけれども、その中でいわば分権ではないけれども、それぞれの地域で機能を持ってやるのがよろしいのだと、一緒ではないぞと。例えばうちは病院の機能持っております、中空知圏域の中で。したがって、私の病院をご利用する市町村があるとすれば、そこがそれと連携をすればいいのではないのかという考え方だと。したがって、私はとっさに、ある町長言われて、おい、うまくいくと特交で見てももらえないかなというお話もありました。ただ、先ほどお話ありましたように病院というと滝川さんも今やっておるものですから、圏域1つをみんなでご利用するというわけにいかないわけでありまして、これらもどういうふうな利害関係絡むものですから簡単にいかないけれども、砂川とすれば病院を核とした市町村との連携を密にして、砂川でその後補うと、担うということは結局皆さんお客さん私どもに来てちょうだいと、事によっては応分の負担というもの出し合いながら、この病院を運営しようではないかということもあり得るだろうと。あるいは、図書館なんかもそう言っていましたし、あるいは体育館もそうだけれども、みんながおらがおらがという、そういうことで建てるのではなくて、今あるものを有効活用するためには例えばこの図書館、砂川の図書館を地域の人でも利用しよう、あるいは他の市町村行っていい施設があれば建てなくてもいいから、そこ行って利用すればいいのではないかということなわけです。したがって、恐らくこれをやるためには手をそれぞれ挙げたということは簡単に、おれはこれだといっても、いや、おれのところもあるぞということになると少し時間がかかるお話になるのではないのかなと。ただ、私どもはやっぱり無駄のないように利用していただかなければならないから、やはり5万なり、4万というものの首長が集まってもらって、やっぱり機能分担をしながら、どうこの定住圏構想をしていくかと。この構想するためにはやっぱり手を挙げなければならないという、国に対して、問題ありますから、それまでには少し今すぐというのは難しい問題なのかなと、少し時間がかかるのではないのかなというふうに思っております。

それから、第6期総合計画と選挙のあり方で、小黒議員さんと私は全く同じ考えだったのです。私は、23年の4月の26日まで任期があるのに、実際は23年度の予算は私は骨格予算になるだろうと。当然23年度から始まる事業予算は新しい市長によって、あるいは新しい議会によって予算編成がされると、そういうのをわかっておって私が責任を持ってつくるといふのはいかがなものかなというふうに思っていたのです。当然新しい人に



よって新しい砂川の歴史なりなんなり勉強した中で、私はこんなことをしてみたい、将来こんなまちをつくりたいということを公約として掲げてくるのをそれを遮るようなことはいかがかなというのは私率直に担当の者にも話しました。ただ、過去のにやっぱり例があるのです、回り順番になるものですから。それと、もう一つは、自治法の2条の5項で市町村の事務の処理をするためには基本構想を議会にかけて決定をなさいという法律で決められている問題があるので、選挙があるからやめるといふわけにはいかないということで、これはやらざるを得ないと。ただ、私どもは思うのは、決して予算を伴った議会の議決要件ではないわけでありまして、構想であるだけ。したがって、新しく首長になった方は自分の政策を遂行するためには予算で決定をしていくことになるのではないかと。しかも、この予算というのは基本構想に付随するものではなくて、あくまでも3年間のいわば実施計画で事をするものですから、その点は3カ年のローリング方式の実施計画によって議会の議決をいただいてやるということになるわけですから、必ずしも今の段階でできないということではないのかなというふうに思っています。ただ、疑問を率直に言って感じている一人でありますけれども、しかし法的にはそういうことでもありますから、砂川だけ、いや、選挙あるからそれは24年度からだなんていうことにはならないわけでもありますから、その辺はやはり胸襟を開いて議員の皆さん、市民の皆さんのご意見というものを十分精査してやっぱりつくっていきたいというふうに実は法的な環境の中でやらざるを得ないだろうなというふうに思っております。

それから、協働のまちについては少し時間かかりますので、後でお話し申し上げたいと思いますけれども、実は私もオアシスパークについてはいろいろな思いがあります。一つは、砂川は残念ながら道の駅がないので、何とか今の管理棟に附帯した川の駅というものが砂川はできないのだろうかというのは当時からありまして、石建さんにもお願いしました。そして、私は将来の維持管理が余りかからないようなことを考えながら実はやったので、今のある例えば管理棟で冬にワカサギ釣りに来ている方々にいわば甘酒の1杯も出せないのだろうか、あるいはそばの関係もできないのかということをしていろいろ話したときに、石建さんは良としてくれたのです、当時の部長は。ただ、保健所はそれはだめだということなのです。やっぱり厨房関係がそこにいる職員のお茶沸かすのと来るお客さんと同じものをそこですることはいけないと。したがって、厨房は別にしなければならないというような問題があったりして、なかなか私どもはそんなに大見えを切ったものをするのではないから、どうなのだろうというけれども、それがなかなかできない。そして、この川の駅と似ているのは江別で実はあって、私そこに行って見てきたこともあるのですけれども、あそこはつくるときの段階からこの分野は江別の分野だと。そして、あそこにちょっとは軽食堂なんかやるようなものになっておったのですけれども、今の中ではなかなかできないというようなことで、ちょっと難しいのかなと。

そういうことから、先ほどバンガロー的な宿泊施設ということは大いに実は民間の方や

るのならお貸したいと思っています。今聞きましたらあの土地は砂川の市有地でありますから、私は、あそこももとはバンガローか何か、堤防の向こう側にバンガローをつかって、当時僕も議員のときにバンガロー幾らぐらいかかるだろうと行って三井木材行ったらちょうどいいのあったのです。随分やったのですけれども、なかなかそういうふうにならないで、もしも今小黒議員さんおっしゃるような民間の方でもしやるとすれば、私は土地については借地にしたっていいのではないだろうかというふうに思っているのと、もう一つ今実は1つ心配あったのは、この間も石建さん来ていましたけれども、今の管理棟で管理運営を実はしているのは石狩川の振興事業団から委託を受けて今3人の方やって、それもあれが国の国土交通省から情報入ったときには廃止をするという、いわば管理棟の役割は必ずしも今の役割ではないのではないだろうかというふうに言われたので、私はそうではないと、やっぱり石狩川の歴史というものはどうやっぱりあって、地域の人方はあれをどうよりどころにして今活動しているかということをやと訴えなかったら、この間来まして何とか砂川のあれはそのまま残そうというふうになってきております。これは、北海道、石建さんはいいのですけれども、問題は国土交通省がもともとの責任の分野になるものですから、たまたま総務省行ったときに国土交通省の河川環境のほうに相談をして、何としても残してくれということをお願いしたら、たまたま理解をさせていただいて、この間石建さんの課長さんがおいでになって、砂川は何とか残るということであります。

同時に先ほど福祉の川づくりというの、これ僕の前からの夢みたいなものです。私は、この病院の改築の現場、場所をつくるためには何とか病院の、商工振興からもここに欲しいのと同時に、川との融合の中に患者さんがいやしの心になってもらえるような遊水地にならないだろうかということとは私の当時の夢物語の感じをしておったのです。そういうことで石建さんをお願いしたら、石建さんの言うのはそれはいいことだなと。遊水地というのは、100年に1遍か200年に1遍に来る水害のためにあるものをふだん何にも使わないというのはいかがなものなのだろうかというのが石建さんの率直なお話でありましたので、ぜひ私どもとすれば患者さんが、いろいろ患者さんの中にも病名がいろいろあるわけですから、決して川まで行くのが大変なことばかりの人でもない人もおられるよというお話をしたら、ただ虫のいい話で私は条件出したのは、余り維持管理費かかるの困ると、率直に申し上げて。そして、石建さんで旭川で実は河川環境整備促進期成会の研修会あったときに、市長、そういうのなら旭川行ってみてくれないかと。旭川の病院のすぐそばにやっぱりあるのです。すばらしいものなのです。あれは何億かかったのでしょうかね、水、噴水上げたり。僕あれ見てびっくりして、あんな電気代かかるようなものはだめだと、はっきり言って。もっとそう余りかからないで、患者さんがいいかと、西日があんなにきれいでないのかと、太陽落ちていくあのきれいさはないと。あのことでよきこいソーランの皆さんは北海道一だと、ここへ来てしっかりと言われたぐらいなわけでありますから、そういうようなことを含めてこれからもそういうこと。そして、石建さんも何とか私どもの

そういうお話に対して耳を向けて、いろいろ相談に乗ると。ただ、おまえは虫がよ過ぎないかという話はしておるようでありますけれども、何とか目鼻をつけたいなど。ただ、まだこれだというのは、私どもの要望はあるけれども、石建さんとしてはまだどういふような遊水地の利用することが例えば国なりがお認めになるかという問題もあるわけです。あそこはあくまでも水害の調整区のものでありますから、病院のいやしの云々というものでつくったものではないということが前提にあるものですから、そういう中での病院の施設としてご利用いただくということではなかなかあるようでありますけれども、これからも粘り強く、何としてもつくってもらいたいというふうに実は考えております。

それから、協働のまちづくりです。私は、市民と行政と協働のまちづくりというのは、いかに行政と市民が信頼関係をつくり出すかに私はあると思うのです。信頼を構築することによって、それなら私どももというふうになるのではないだろうか。したがって、常日ごろ職員に言うのは、どうやって市民の信頼をかち得るのだろうと。もちろん私どもはおごりがあるわけでありまして、こういうまちをつくったから、皆さん協力せいという発想を実はしているという点もなきにしもあらず。私もかつて10年ほど市役所におりました。当時おったのは森市長でありました。そして、このことが、当時の新年の仕事始めにこんなお話をしたのは、今からもう40年近く前の話ですけれども、言ってみれば職員は傲慢をしてはいないだろうか。それは、これこれをやったから、それをありがたく受けなさいという傲慢の姿勢があるぞと。そのことはまさに行政と市民とが遊離をする最大の要因になるから、それをまず改めなければいけないよということはよく言っておりました。もう一つは、これは小黒議員さんも知っていると思うのですけれども、横浜の飛鳥田市長さんをご存じだと思っておりますが、あの人の講演何回か聞きました。この方が言っておったのは、まず自分のいすの重みを知ると。相手ということは市民は丸腰であるぞと、こう言って我々に共鳴された。それは何かというと、我々官僚は許可権を持っている。しかし、市民はそれはないと。そういう中で対等、平等にお話ができる環境にはないのではないだろうか。勢いお願いの立場で市民は行政に来るぞと。したがって、まさに丸腰に対しておまえはけん銃を持ってやることはいかがかなと。いわばよくお話を聞いて、許可権というものは公平にやらなければならないというのが当時の飛鳥田市長でありまして、私どもはそのことを森市長なりに飛鳥田市長のそういうことから一つ一ついわば信頼をとると。

私は、ちょうど市長になりましてもう10年に皆さんの協力いただきました。この中で、一つの協働のまちの大きなのは行政改革だと僕は思っているのです。今1,800の自治体は皆さん行政改革をして財政の健全化の道を行っているといるのですけれども、その行政改革に当たっては市民にとって言ってみればプラスというものはなくて、負の財産だけ生まれる、マイナスであると思うのです。そういう中で議会も苦悩の中から決断をして、行革に賛意を示していただいた。同時にそのことが市民もよしとしてもらわなければなら

ない。ところが、ある市を見ると反対の陳情運動が出る、あるいはまた議会においても修正案が出てくるということで、必ずしも行政改革がスムーズにいくかというところでもないわけでありまして、私は3回10年のうちにやりました。6億5,500万からの行革をして、市民サービスの低下をさせたわけでありまして、これについていまだに感謝の気持ちでありますけれども、議会の皆さんのご意見もちょうだいして、いろいろ修正した部分もありませんけれども、えてして市民の皆さんはやむを得ないのではないのかなど。私も12月になりますと新年会や忘年会で住民とお話しする機会があって、このことを率直に申し上げながらおわびしましたけれども、それは市長やむを得ないのではないのと、そういうことが実はやったのが今回だと思うのです。

それから、もう一つは、先ほど小黒議員さんも言った中心市街地の活性化だと思うのです。これは、中心市街地活性化というのは、釈迦に説法でありますけれども、決して私の時代から始まったのではなくて、前市長から始まっているのです。しかも、これは議員の皆さんも特別委員会をつくって、中心市街地を何とか活性化をしなければならぬ、このままではいけない。理由といえば当時は昭和35年の国勢調査で3万1,750人ほど人口あったのですけれども、砂川の中心街に人が1万2,500人から実は住んでおったのですけれども、今5,500。まさに中心街は空洞になってきていると。したがって、ここに何とか人を集めようというのが1つでありますのと同時に、西はもう川であると。したがって、東から開発しかないということで、結局は東部開発を私はしたと。そして、もちろん交流センターゆうもつくれたわけでありまして、公営住宅が52戸、道営住宅39戸、そしてまた交流センターによって年間8万人の人方があそこに集まる、そして回遊すると。そういう意味では、私どもは何とか中心市街地に人を集めたぞと。したがって、今度は市民の協力体制の中に私はあると思うのです。商店街の方々がみずからまた力を出してもらわなければならないのではないのかなど。そういう意味では、先ほど予算のことも言われて、そのとおりでしょう。予算多くなればなるほどいいわけでありまして、私はそういう意味で行政はソフト面でこれだけ何とかしたと、ハード面も含めてです。したがって、せつかく8万人の方々が目先に集まっておられる、あるいは病院も建てかえをしてここにおられる。そういった方々ができれば消費拡大のためにお力添えをいただきたいと。そのことがやっぱり商店街の方々がみずからやっぱりいろんな面で発想をして、おいでをいただかなければ私はならぬ、こういった面がまさに協働の今後のまちづくりのものになるのではないのかなというふうに思っております。もちろんスイートロードもそういう意味でやりましたし、さらに研修として商店街の方々の店員さん方のやっぱり研修も含めながら、気持ちよくお買い物していただくというためのものもしたし、したがって私はそういう意味でこれからそういうふうにして、機能と言うと大げさになりますけれども、やはりそれぞれの立場で協力し合うのが協働のまちづくりではないのかなと思っています。ですから、スイートロードについては出しませんと言ったけれども、私は今

のスイートロードの状況を見るときに、それは主に使ったのは宣伝なのです、中身は。だから、そういう状況の中ではご勘弁願うよと。しかし、そうではないと、今のスイートロードに今回こういう大きな事業展開をするのだと、そのためには何とか協力頼むということになれば、これはまた通常と違いますから、それはまたそのときに考えなければならぬけれども、悪いけれども、宣伝のためにまた年間500万なり、400万使うということになると、宣伝は、小黑議員さんもおっしゃったようにもう既に全道的に500人からの方々バスツアーでおいでになるわけでありますから、大体行き届いていのではないだろうか。したがって、新たな事業展開をする、新たにイベントをすると、こういうものに対するいわば要請、要求に対してはその都度我々は考えなければならぬものはやっぱりあると思うのです。ただ、言いたいのは、先ほど言ったように中心市街地の活性化というのはやっぱり協働の中でやっぱり生まれてきていると。そのために我々行政はやっぱり高圧的になった立場ではなくて、いかに信頼を継続的に蓄積をしていくかに私はあるのではないかなと、そういうふうにして、少し長くなりましたけれども、以上であります。

○議長 北谷文夫君 小黑弘議員。

○小黑 弘議員 今の市長のお話、わかるどころと少しわからないところと正直あります。僕は、最後の質問でこれだけはもう市長はわかっているのを承知の上でなのですけれども、市民との協働ということ1点で絞らせていただきます。

市長がおっしゃったいろいろな森元市長のお話だとか、東京都知事の話だとか、市長も当然わかっていることだと思うのです。ところが、もう先ほど言ったように市役所と市民の方々には最初から、上下とは言いませんけれども、やっぱり見えない壁がどうしてもあるのです。これからの砂川市は、市長がそこまでわかっているのであればもう一歩踏み込んで、踏み出して、やっぱり市民と行政との契約が必要だと私は思っているのです。行政がきちっとこういう姿勢を持っているのだという一つのあかしを市長がここで何ぼしゃべっても皆さんには通じていかないのです、残念ながら。だからこそ、最近自治基本条例といたり、あるいはまちづくり基本条例、あるいは市民との協働推進条例とか、やっぱりそれぞれの行政の立場、そして市民の立場、役割、責務、もちろん議会の立場、こういうことを砂川市も本当に市民との協働、あるいは市民の参加を進めていこうと考えるならば、この第6期総合計画をきっかけとしてその制定への道を歩み始めてはどうかというふうに私は思っているのですけれども、最後にそこら辺の考え方は市長はどのようにお考えになっているかをお伺いして、終わりたいと思います。

○議長 北谷文夫君 市長。

○市長 菊谷勝利君 一つ、この基本構想を自治法でいわばうたったのは、市民に明らかにこのまちづくりはこうするよということを表現をなささいという一つの前提があるのです。それと、もう一つは、3カ年の実施計画でこういうところをこのようにやるということが市民との約束事になっていると思うのです。ただ、今小黑議員さんおっしゃったよう

に、それではそれ全部読んでどうなのだといういろいろな問題あります。ただ、私は詳しく今の権利条例なり、そういうものを調べていませんから、この場ですぐやるとは言えませんが、よく検討しながら、それが今やるべきなのかどうかということも含めながら検討させてください。

○議長 北谷文夫君 議案第8号の総括質疑はあす行います。

◎延会宣告

○議長 北谷文夫君 本日はこれで延会といたします。

延会 午後 3時52分